

明石市公共施設配置適正化基本計画

(平成 27 年度～平成 36 年度)

平成 27 年 (2015 年) 3 月

明 石 市

目次

◇はじめに(計画策定の趣旨).....	1
1 基本計画の策定について.....	2
(1) 計画の位置づけ.....	2
(2) 計画の対象.....	2
(3) 計画期間.....	2
(4) 実行計画の策定.....	3
(5) 取り組みの流れ.....	3
2 公共施設配置適正化に取り組む背景.....	4
(1) 人口推移.....	4
(2) 財政状況.....	5
(3) 保有する公共施設の量.....	8
(4) 公共施設の老朽化.....	10
(5) 公共施設にかかるコスト.....	13
3 公共施設を取り巻く課題.....	14
(1) 増加する施設更新費用への対応.....	14
(2) 老朽化していく施設への対応.....	14
(3) 新たな市民ニーズへの対応.....	14
(4) インフラへの対応.....	14
4 公共施設配置適正化の基本方針.....	15
(1) 基本方針としての6つの原則.....	15
(2) 数値目標.....	16
5 公共施設配置適正化の取組手法.....	19
取組手法1 施設の有効活用.....	20
取組手法2 計画的な改修による施設の長寿命化.....	25
取組手法3 効率的な管理運営.....	26
6 公共施設配置適正化の進め方.....	28
(1) PDCAサイクルによる進行管理.....	28
(2) 庁内及び庁外の検討体制.....	28
(3) 第5次長期総合計画や各施策分野における個別計画との整合.....	28
(4) 市民との情報共有.....	28
(5) 国・県・近隣市町との連携.....	29
(6) 公会計との連動を意識した進行管理.....	29
(7) 職員の意識改革.....	29

7 施設種別ごとの方向性	30
(1) 施設の分類	30
(2) 施設種別ごとの方向性	31
行政系施設	32
市民文化系施設	40
社会教育系施設	46
保健・福祉施設	50
医療施設	60
子育て支援施設	62
学校教育系施設	66
産業系施設	70
スポーツ・レクリエーション系施設	72
公園	76
公営住宅	78
供給処理施設	80
その他施設	82
上水道施設	84
8 用語集	86

◇はじめに(計画策定の趣旨)

本市は、市域面積が 49.25k m²、南北は最長 9.4 km、東西は最長 15.6 km、最高地の標高は 94.6m といった東西に細長く平坦なまちを形成しています。

昭和40年代から人口が急増し、これに伴う行政需要に対応するために昭和40年代後半から、公共施設として、小中学校や文化施設等の施設（ハコモノ）、道路や上下水道管等のインフラを整備してきたところです。

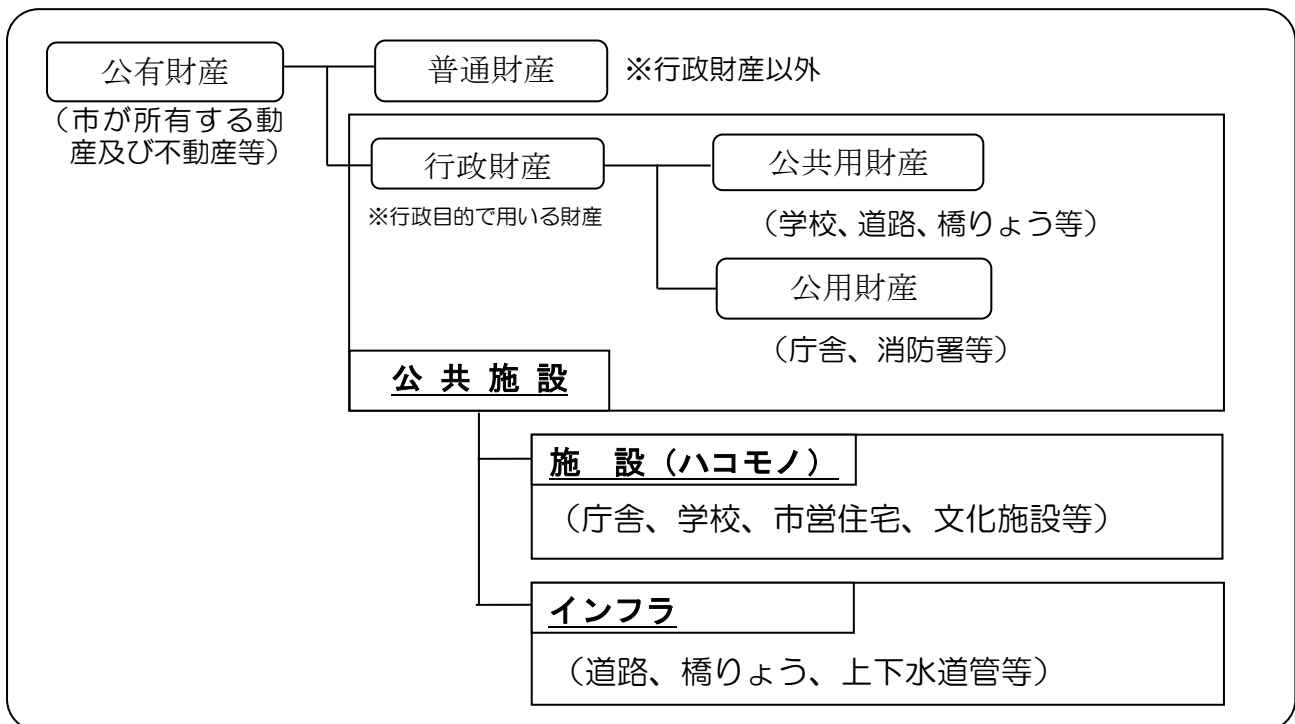
これら多くの公共施設で老朽化が進み、今後は次々と修繕・更新*が求められる一方で、これまでのような高度経済成長が望めない経済情勢の下では、公共施設すべてについて、修繕・更新を担う財源の確保は極めて困難な状況にあります。

しかしながらまた、公共施設は市民の暮らしに密着した役割を持っており、公共施設を総合的かつ計画的に管理することは、明石のまちづくりを進めるうえで欠かすことのできない要素となっています。

こうしたことから、早急に公共施設の個々の役割や機能、規模、配置状況、老朽化など、公共施設全体の状況を把握し、中長期的視点をもって、更新・統廃合・長寿命化などを計画的に行うことにより、財政負担を軽減・平準化し、効率的・効果的な公共施設の配置（公共施設配置適正化）を実現することが必要となっています。

※更新・・・老朽化に伴い機能が低下した公共施設を取り替え、同程度の機能に再整備すること。具体的には、大規模改修や施設の建て替え及びインフラの取り替え等のことを言います。

公共施設の定義



1 基本計画の策定について

本市では、公共施設の現状把握と課題を整理し、公共施設のあり方を考えていくための基礎資料として、平成 25 年 8 月に「明石市公共施設白書」を作成しましたが、公共施設配置適正化を推進するため、その基本的方針となるのが「明石市公共施設配置適正化基本計画」です。

(1) 計画の位置づけ

本計画は、最上位計画である「明石市第 5 次長期総合計画」を含めた市の関連計画との整合を図るとともに、「明石市財政健全化推進計画」と連動し、今後の公共施設配置適正化に関する基本的な取り組みの方針を示すものです。

また、本計画は、国（総務省）からすべての自治体に策定要請のなされた「公共施設等総合管理計画」として位置づけます。

(2) 計画の対象

市が保有する動産及び不動産は、公有財産と呼ばれます。本計画では、公有財産のうち、「明石市公共施設白書」の対象施設である庁舎や学校等の「施設（ハコモノ）」に、道路や上下水道管等の「インフラ」を加えたものを「公共施設」と総称し、計画の対象とします。

(3) 計画期間

本計画の期間は、10 年間（平成 27 年度～平成 36 年度）とします。

公共施設配置適正化は、中長期的な取り組みが必要であることから、施設総量に関する数値目標の期間は 40 年間及び 20 年間で計画しています。ただし、少子高齢化等の社会情勢の変化、歳入の伸び悩みや扶助費等の増加による財政収支の見込み、施設の維持管理にかかる技術革新、国や県、他自治体との連携度合いなどにより、弾力的に基本方針や取組手法、数値目標を見直すことも必要になると考えられます。

そこで、10 年を 1 期とし、数値目標に定める 40 年間及び 20 年間に向けて、検証・見直しを行いながら、継続した取り組みを進めていきます。

各施設の具体的な手法やスケジュールについては、本計画期間内において、別途「公共施設配置適正化実行計画」（※P3 参照）を策定し、着実に推進していきます。

計画期間	10 年間（平成 27(2015)年度～平成 36(2024)年度
------	-----------------------------------

(4) 実行計画の策定

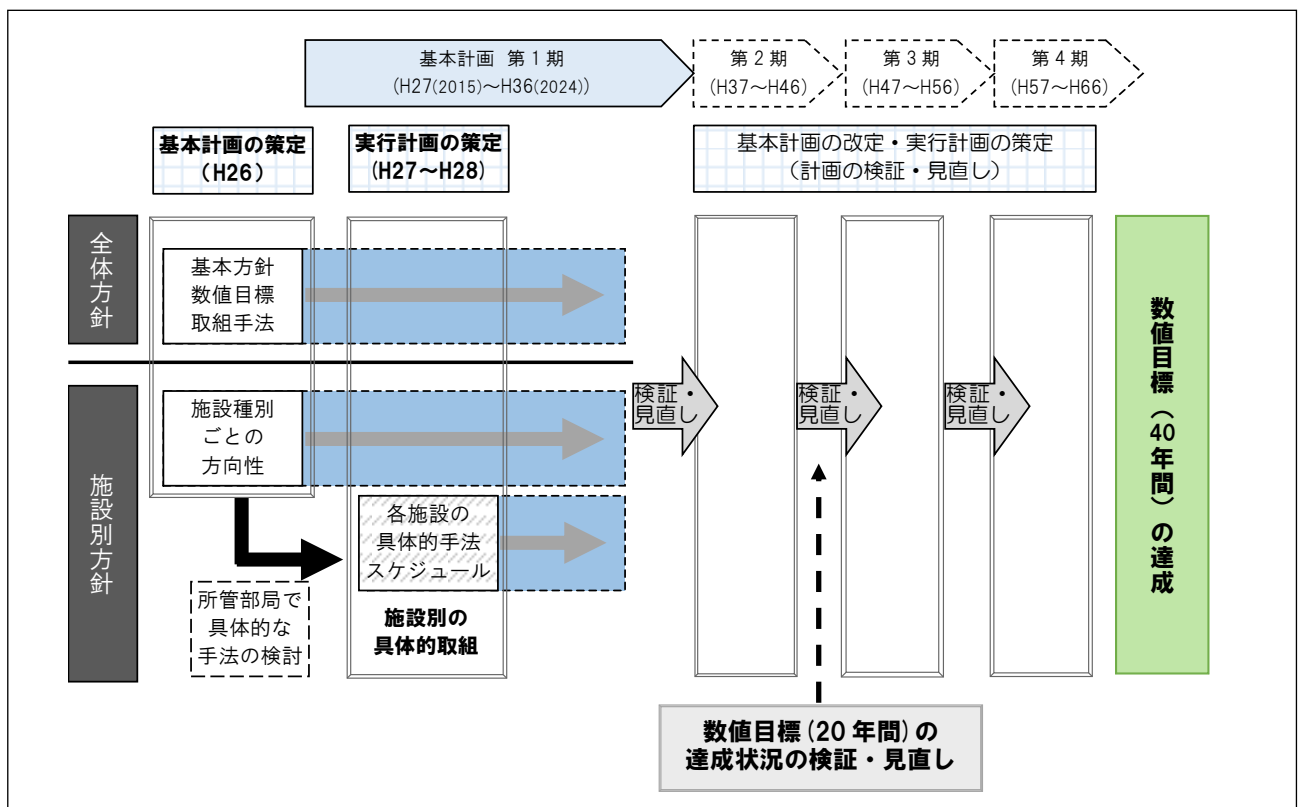
本計画に定める公共施設配置適正化の基本方針や数値目標、施設種別ごとの方向性に基づき、基本計画期間内の各施設の具体的な取組手法やスケジュールを示す「**明石市公共施設配置適正化実行計画**」を、平成27年度・28年度の2か年で策定します。実行計画は、基本計画と同様に10年を1期として、各期ごとに策定していきます。

実行計画の推進においては、基本計画で設定する数値目標の達成に向けて、基本計画期間内（10年）に施設総量をどれだけ縮減するのかを具体的に示す中で、各公共施設の配置適正化に取り組みます。

(5) 取り組みの流れ

今後の推進の流れと大まかなスケジュールを以下に示します。

【公共施設配置適正化計画の推進の流れ】



【スケジュール】

時期	内容
平成26年度	公共施設配置適正化基本計画の策定
平成27年度～28年度	公共施設配置適正化手法の検討 公共施設配置適正化実行計画の策定 ※すでに、あり方について検討が進んでいる施設は、先行して公共施設配置適正化に取り組みます。
平成29年度～	公共施設配置適正化実行計画に基づき、個別施設の見直しに着手

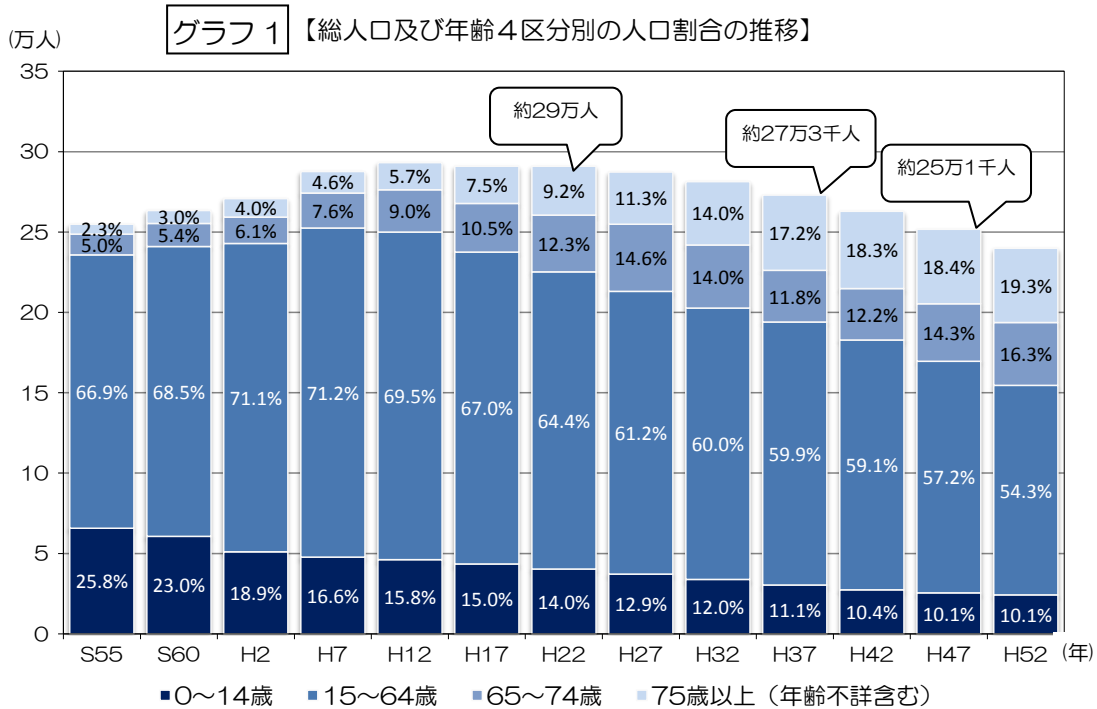
2 公共施設配置適正化に取り組む背景

(1) 人口推移

市の人口は、近年約29万人で、横ばいの状況が続いています。本市の施策として、まちの魅力を高め、都市間競争に打ち勝つための積極的なまちづくりを展開することで、定住人口の増加を目指しているところですが、一方で国立社会保障・人口問題研究所の地域別将来推計に基づく試算では、現在と比較して、2035年（平成47年）の推計値は、約25万1千人と、全国的な潮流と同様に、次第に減少局面に移行していくものとされています。

また、推計では、総人口における老年人口（65歳以上）の割合は、2010年（平成22年）の21.5%が、2035年（平成47年）には32.7%と約11ポイント増加します。反対に生産年齢人口（15歳～64歳）は、64.4%から57.2%と約7ポイント減少し、高齢者1人を生産年齢人口の1.7人で支えることとなります。1990年（平成2年）の高齢者1人を生産年齢人口の7人で支えていた頃と比べると、生産年齢人口の負担割合は、約4倍に増加すると試算されています。

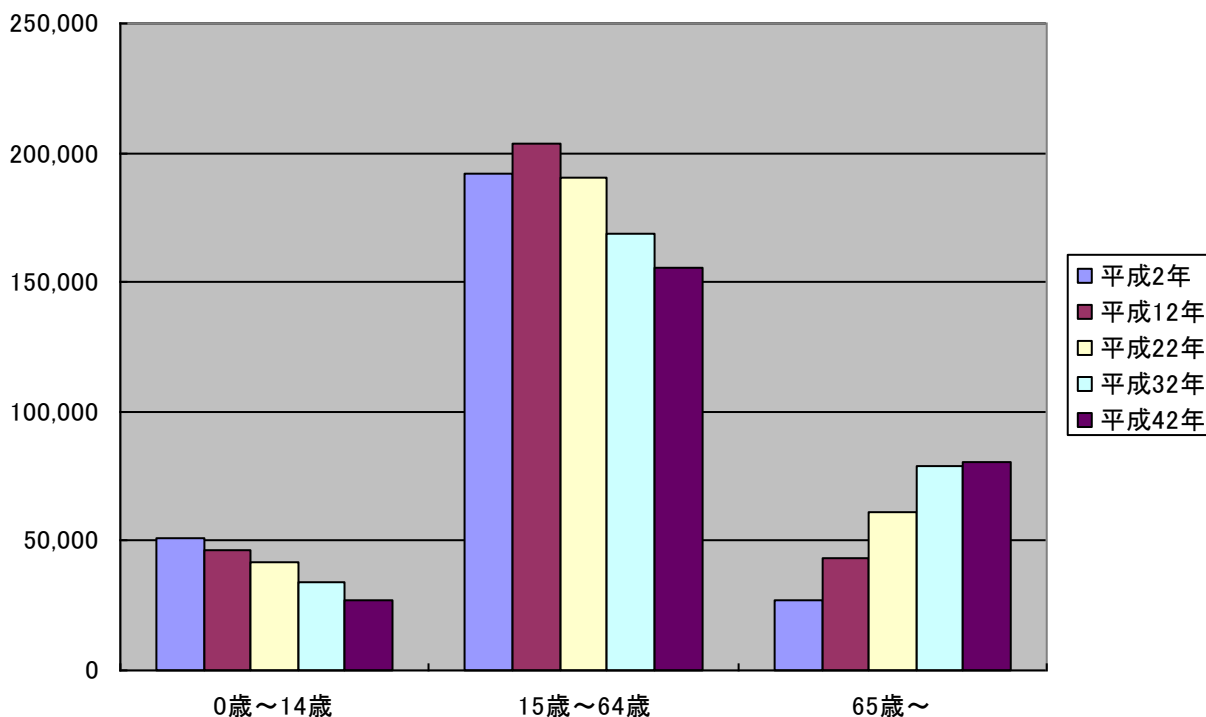
このように、生産年齢人口は、2010年（平成22年）の約18万5千人だったものが、2035年（平成47年）は、約14万4千人となり、約4万人も減少することから、経済活動や社会活動の衰退にもつながり、市の財政に大きな影響があるものと考えられます。



出典：総務省統計局「国勢調査」

※平成27年以降は、国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口(平成25年3月推計)」

グラフ2【年代別人口推移】



(2) 財政状況

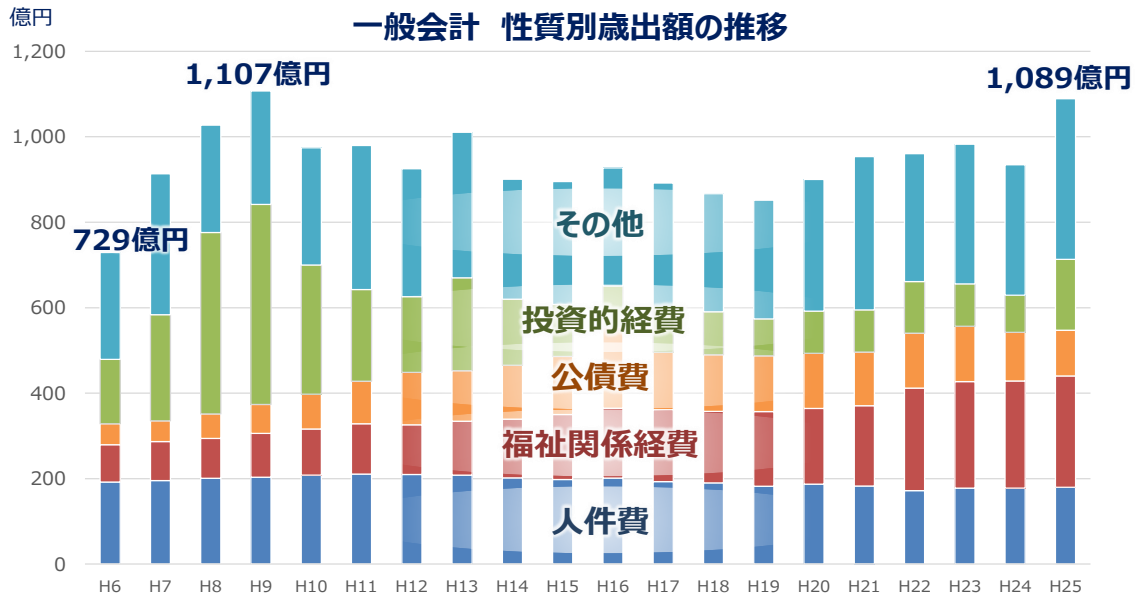
市の財政状況は、市税や地方交付税などの歳入が伸び悩む一方、高齢化の進展などによる福祉関係経費の増加などによって歳出がふくらみ、市の貯金である基金を少しずつ取り崩しながら運営している状況が続いています。（※グラフ4参照）

歳出の内訳を見ると、施設、道路等の整備に関する支出、いわゆる投資的経費は、平成6年度の151億円から、兵庫県南部地震の影響などにより、平成9年度にはピークの468億円となり、その後、徐々に減少しています。平成25年度の投資的経費は、166億円と前年度に比べ、大幅に増加していますが、明石駅前南地区市街地再開発事業費による増加（約73億円）を除くと、平成16年度以降は100億円前後で推移しています。ピーク時の平成9年度と比較すると約2割、震災前と比較しても約7割の水準となっています。（※グラフ3参照）

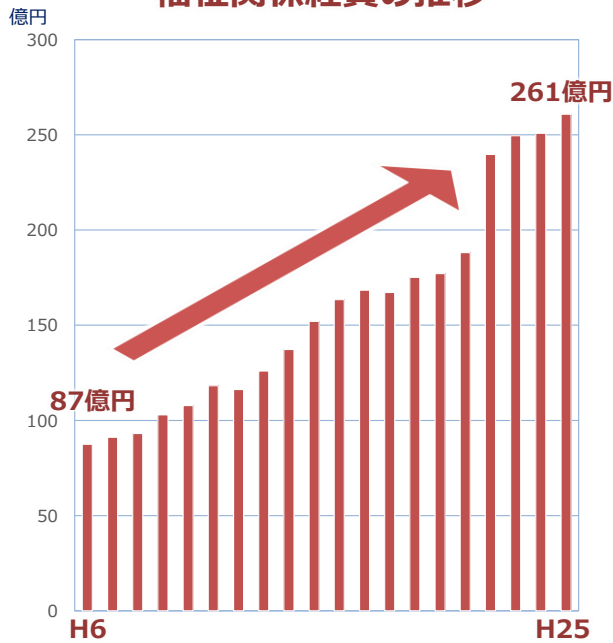
一方、福祉関係経費については、平成6年度に87億円であったものが、平成25年度では261億円と、3倍になっており、増加傾向にあります。

基金については、平成26年度末には基金残高が74億円となる見込みですが、現行の行政サービス水準を維持したまま、数年先までの収支を試算すると、毎年度10億円前後の収支不足が見込まれることから、平成31年度には5億円となり、遠からず基金が底をつくことになります。（※表1参照）

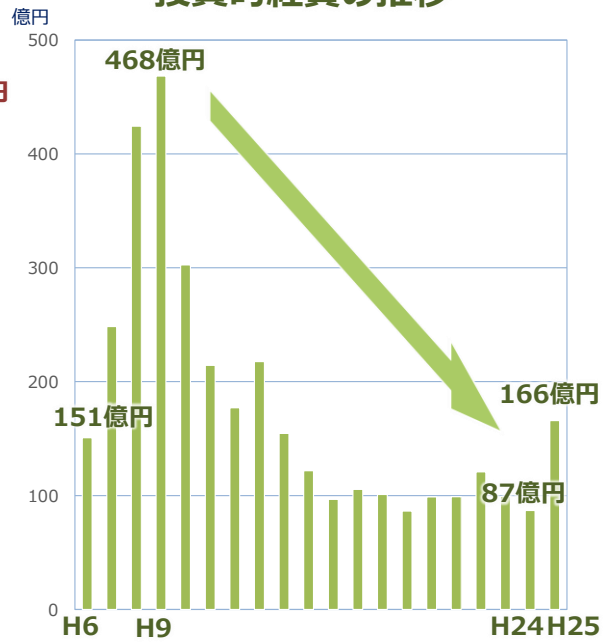
グラフ3 【明石市の歳出の内訳（一般会計）の推移】



福祉関係経費の推移



投資的経費の推移



グラフ4 【基金残高の推移】

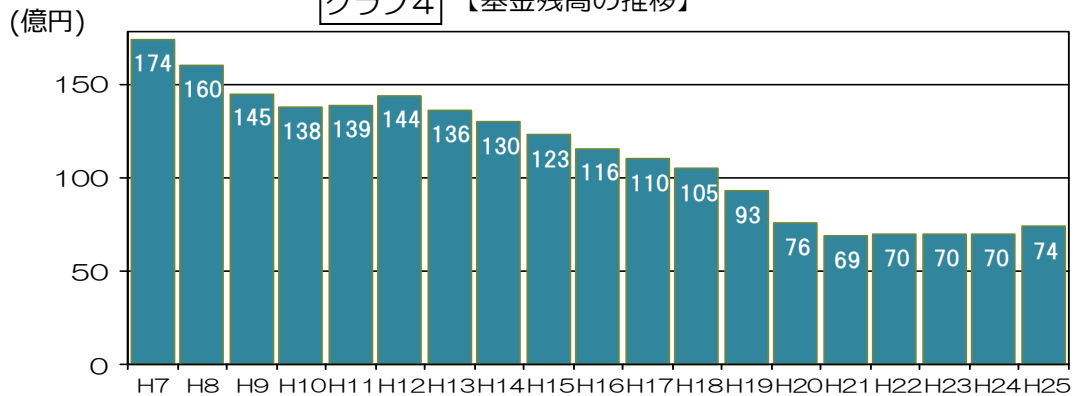


表1 【今後の収支見込み（普通会計 予算・一般財源ベース）】

- 【試算の条件】
- 1 景気の変動や制度改正等がないことを前提とする。
 - 2 現行の行政サービス水準を維持する。
 - 3 人件費の削減効果分を反映させる。
 - 4 上記を除き新たな収支改善の対策は行わない。
- （単位：億円）

年度	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	備考
歳入合計(1)	611	596	600	601	602	606	610	611	613	615	
市税	402	398	401	402	398	401	402	398	400	402	H27以降：評価替え見込等を反映
地方交付税	148	133	134	134	139	140	143	148	148	148	
うち 地方交付税	99	98	99	99	104	105	108	113	113	113	H27以降：一部特殊要因を除き、地方交付税は一定としている (特殊要因：①公債費の交付税措置分 ②扶助費など法定経費の増加分 ③市税の評価替え見込などを反映) 臨時財政対策債はH27以降の見込みが不透明なため、仮に地方消費税交付金の増額分14億円を減額している
うち 臨時財政対策債	49	35	35	35	35	35	35	35	35	35	
その他	61	65	65	65	65	65	65	65	65	65	消費税率引き上げによる地方消費税交付金の増 H26 4億円、H27以降18億円
歳出合計(2)	616	607	613	610	620	624	622	620	623	625	
人件費	179	175	172	168	169	164	165	159	160	159	H26以降の共済費は29億円で一定と仮定
うち 退職手当	17	15	15	13	16	13	16	12	15	15	
扶助費	86	88	90	93	95	98	101	104	107	110	H26をベースに過去5年間の平均増加率から年3%増で試算
臨時財政対策債分	23	25	27	30	33	35	38	40	41	42	H27以降の新規発行分は35億円で試算
公債費 その他	88	79	81	80	82	83	79	77	75	73	明石駅前南地区市街地再開発事業(H23～H29)：市負担額104億円のうち市債93億円の償還費 中学校給食導入事業(H25～H27)：総事業費34億円のうち市債32億円の償還費 土地開発公社清算(H25)：第三セクター等改革推進債89億円の償還費(H26～H35 各年度9億円) その他事業：各年度の投資的経費にかかる新規発行分45億円の償還費
投資的経費	20	21	21	16	16	16	16	16	16	16	明石駅前南地区市街地再開発事業(H23～H29)：市負担額104億円のうち一般財源11億円 中学校給食導入事業(H25～H27)：総事業費34億円のうち一般財源2億円 その他事業：各年度16億円
繰出金	116	119	120	119	121	123	123	124	124	124	特別会計・企業会計・市民病院への繰出金 介護保険・後期高齢者医療事業の増あり
財政基金への 積み立て	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	前年度決算剰余金の1/2を積立
その他 その他	119	120	122	124	124	125	120	120	120	121	明石駅前南地区再開発ビルにかかる維持管理経費：H29以降各年度2億円 中学校給食実施経費：H27 2億円、H28以降各年度5億円 庁舎建設基金積立金：H26～H31各年度4億円
予算執行残見込額	-20	-20	-20	-20	-20	-20	-20	-20	-20	-20	
収支差引額(A) 【(1)-(2)】	-5	-11	-13	-9	-18	-18	-12	-9	-10	-10	
基金取崩見込額(B)	5	11	13	9	18	18	12	9	10	10	
収支見込額(A)+(B)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
基金残高見込額	74	63	50	41	23	5	-7	-16	-26	-36	

(3) 保有する公共施設の量

本市が保有する施設の延べ面積の合計は、平成 25 年 8 月に策定した「明石市公共施設白書」の基準では、約 814,300 m²（平成 23 年度末時点）となります。なお、「明石市公共施設白書」は、施設のあり方を考える基礎資料として作成したことから、用途廃止した施設や一定の規模未滿の施設を対象施設から除外しており、それら除外施設も含めると、約 831,300 m²（平成 23 年度末時点）となります。

施設を用途別に分類すると、学校教育系施設の保有面積が 367,633 m²と最も多く、全体の約 45%を占めており、次いで公営住宅の 18%の順となっています。（※表 2 参照）

他自治体と比較するため、人口 1 人当たりの施設延べ面積で見ると、平成 24 年に東洋大学 PPP 研究センターが公表した平成 21 年度の公共施設延床面積のデータによると、人口が明石市に近い 20 万人から 40 万人で、かつ平成の大合併を行っていない 38 自治体の平均値は 2.48 m²となり、また、明石市と同じ特例市で、かつ平成の大合併を行っていない 20 自治体の平均値は 2.33 m²と、同規模の自治体間で比較すると本市が上回っています。（※表 3 参照）

また、市の人口は、今後の人口推計から 2035 年（平成 47 年）には約 25 万 1 千人に減少する見込みであり、このままの延べ面積を保有すると、同程度の人口であった 1980 年（昭和 55 年）と比較した場合、市民 1 人当たり延べ面積は 1.5 倍となります。（※グラフ 5 参照）

インフラについては、市民生活に必要不可欠なものであることから、これまで社会経済の発展に伴い整備され、市民福祉の向上に貢献してきました。現在では、一定の量的ストックが形成され、表 4 のとおりの保有量となっています。

表 2 【施設区分別保有状況（平成 23 年度末）】 [出典：明石市公共施設白書]

施設区分	施設数	延べ面積(m ²)※	割合
行政系施設	75	47,391	6%
市民文化系施設	52	34,601	4%
社会教育系施設	4	13,104	1%
保健・福祉施設	19	23,331	3%
医療施設	2	868	0%
子育て支援施設	67	38,893	5%
学校教育系施設	44	367,633	45%
産業系施設	4	36,921	5%
スポーツ・レクリエーション系施設	5	16,031	2%
公園	4	3,330	0%
公営住宅	37	143,320	18%
供給処理施設	10	72,323	9%
その他施設	4	16,554	2%
合計	327	814,300	100%

※独自の建築物を持たず、他施設に入っている施設の面積は含めていません。

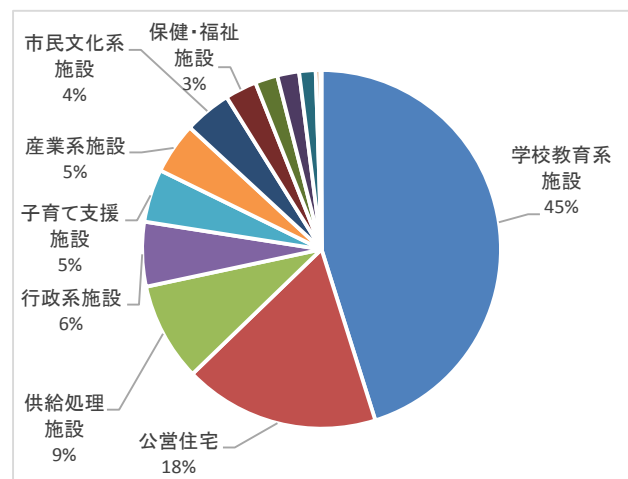


表3 【他自治体との1人当たり延べ面積の比較】

比較対象	延べ面積	人口	1人当たり面積
明石市	831,309 m ²	293,846 人	2.83 m ²
人口 20~40 万人 の 38 自治体平均 ※	700,974 m ²	282,830 人	2.48 m ²
明石市と同じ特例市 の 20 自治体平均 ※	648,522 m ²	279,815 人	2.33 m ²

(出所) 東洋大学 PPP 研究センター公表「全国自治体公共施設延床面積データ」
延べ面積、人口：平成 21 年度（平成 22 年 3 月末時点）

※平成の大合併を行った自治体は、同種の施設を複数所有していることから市民 1 人当たりの面積が多くなるため、比較対象から除きます。

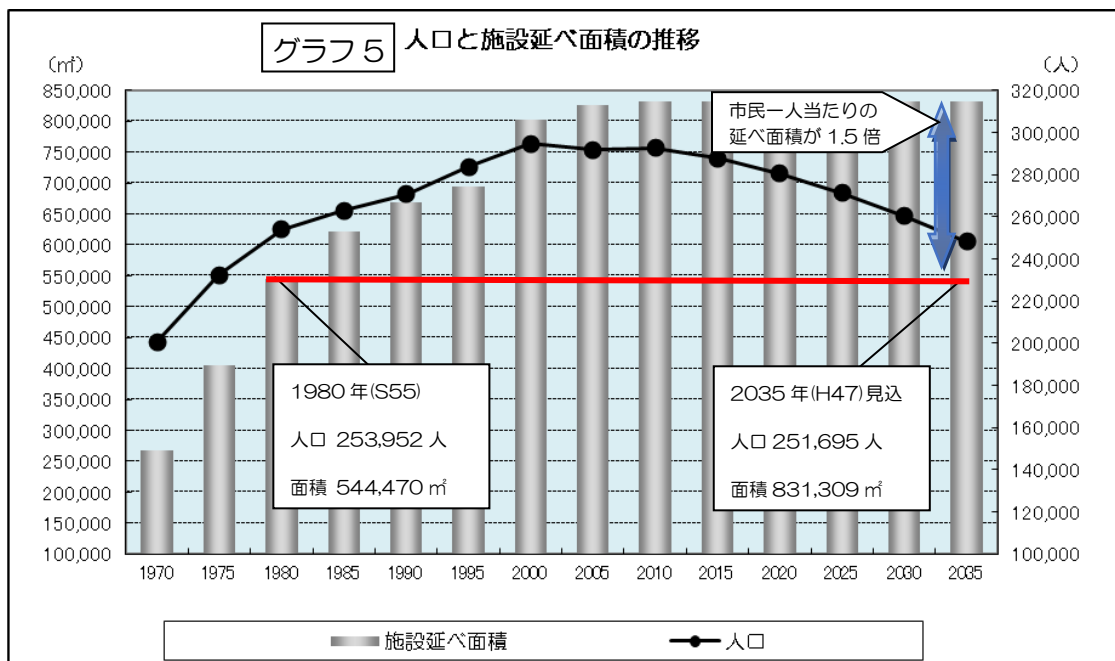


表4 主なインフラ資産の保有量（平成 26 年 3 月末時点）

種別	主な施設	施設数
道路	市道 実延長	600 km
	道路面積	4,274,011 m ²
	道路改良率	77.4%
橋りょう	橋りょう数	186 橋
	橋りょう面積	22,752 m ²
上水道	管延長	886 km
	普及率	99.9%
下水道	管延長	973 km
	普及率	99.4%
	接続率	96.8%

(4) 公共施設の老朽化

高度経済成長を背景に、人口増加に伴う行政需要に対応するため、施設を設置してきた結果、建築年別の延べ面積は 1970 年代（昭和 45 年～54 年）に建築された施設が最も多く、全体の約 37%、次いで 1980 年代（昭和 55 年～平成元年）が約 23%、1990 年代（平成 2 年～11 年）が約 22%の順になっています。一般に建物の大規模改修が検討されるのが、建築後約 30 年とされていることから、1970 年代から 1980 年代にかけて建築された施設の多くで老朽化が進んでいます。（※表 5 参照）

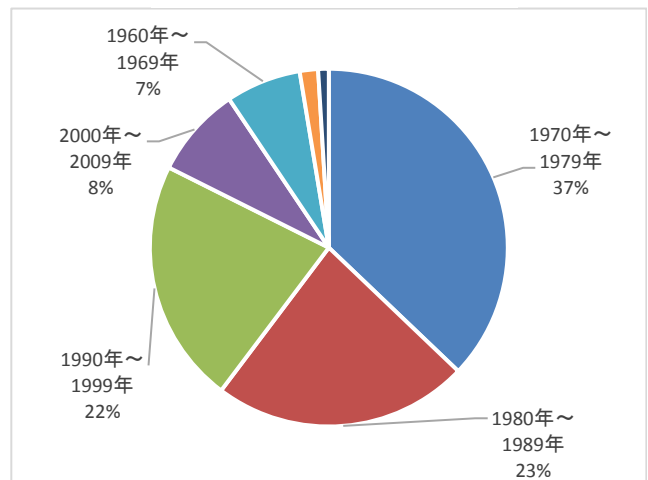
また、建築基準法の耐震基準が 1981 年（昭和 56 年）に改定されましたが、市が保有する施設のうち、改定後の「新耐震基準」に該当する建物は全体の 47.7%です。改定前の「旧耐震基準」で建築された建物のうち、「耐震化実施済」及び「改修不要」を含めた耐震対策済みの建物は施設全体の 33.6%であり、「新耐震基準」の建物と合計すると、約 81%の施設が耐震対策を施していることになります。（※グラフ 6 参照）

インフラについても、施設同様に経済成長と人口増加に合わせて整備されてきたことから、老朽化が顕著となってきており、安全面の確保や市民生活に影響が起きないように計画的な改修が必要です。（※グラフ 7～10 参照）

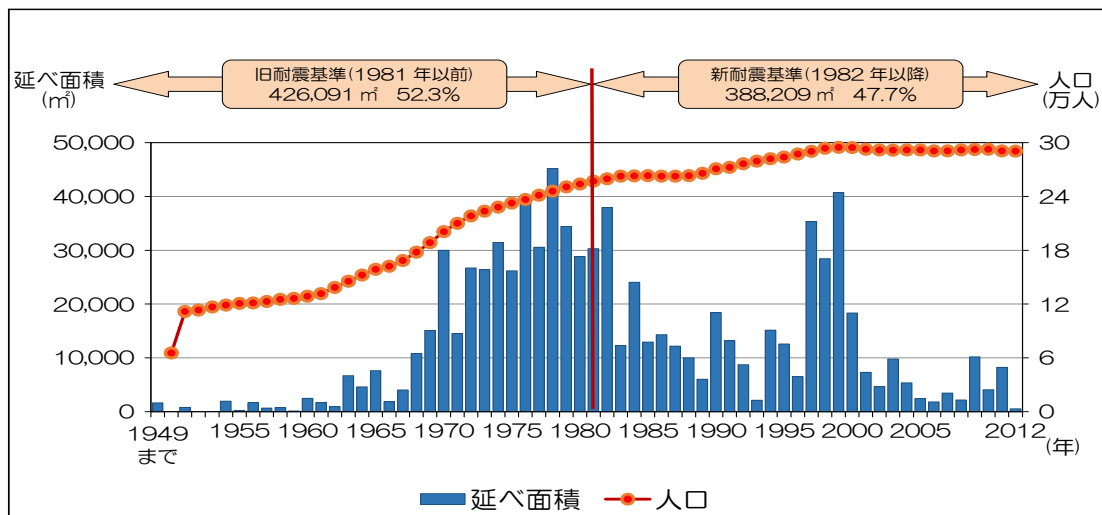
表 5 【建築年別保有状況（平成 23 年度末）】 [出典：明石市公共施設白書]

建築年	延べ面積(m ²)※	割合
～1959年	8,355	1%
1960年～1969年	55,378	7%
1970年～1979年	303,047	37%
1980年～1989年	191,113	23%
1990年～1999年	177,552	22%
2000年～2009年	65,781	8%
2010年～2012年	13,075	2%
合計	814,300	100%

※独自の建築物を持たず、他施設に入っている施設の面積は含めていません。



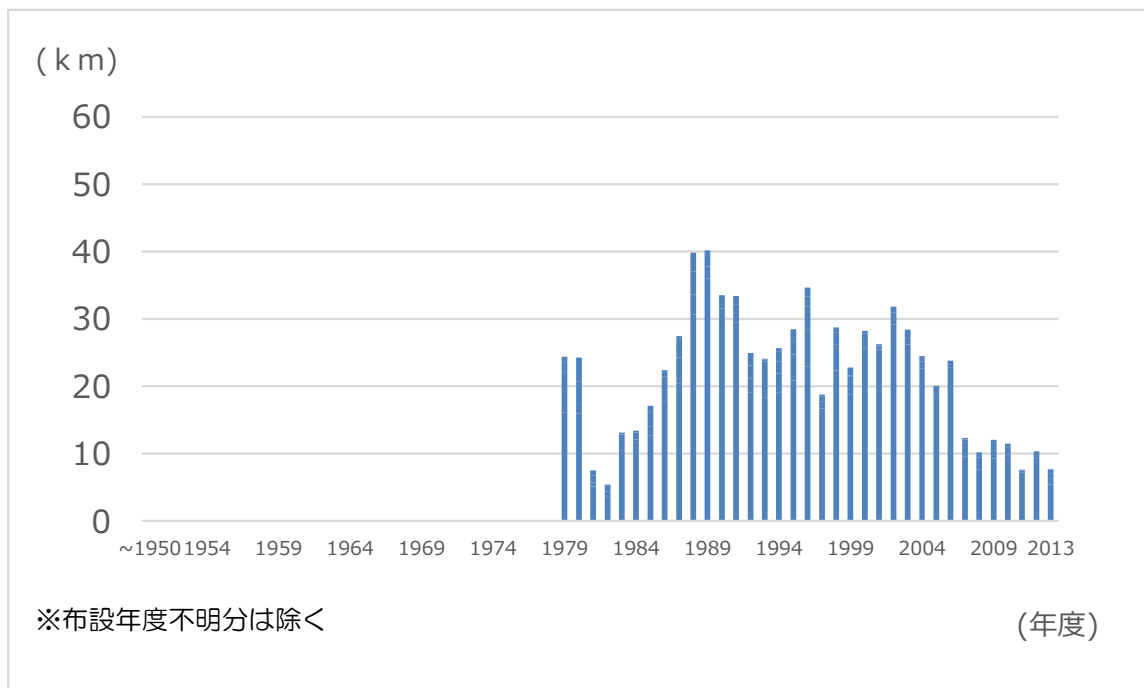
グラフ 6 【施設建築年別延べ面積】 [出典：明石市公共施設白書]



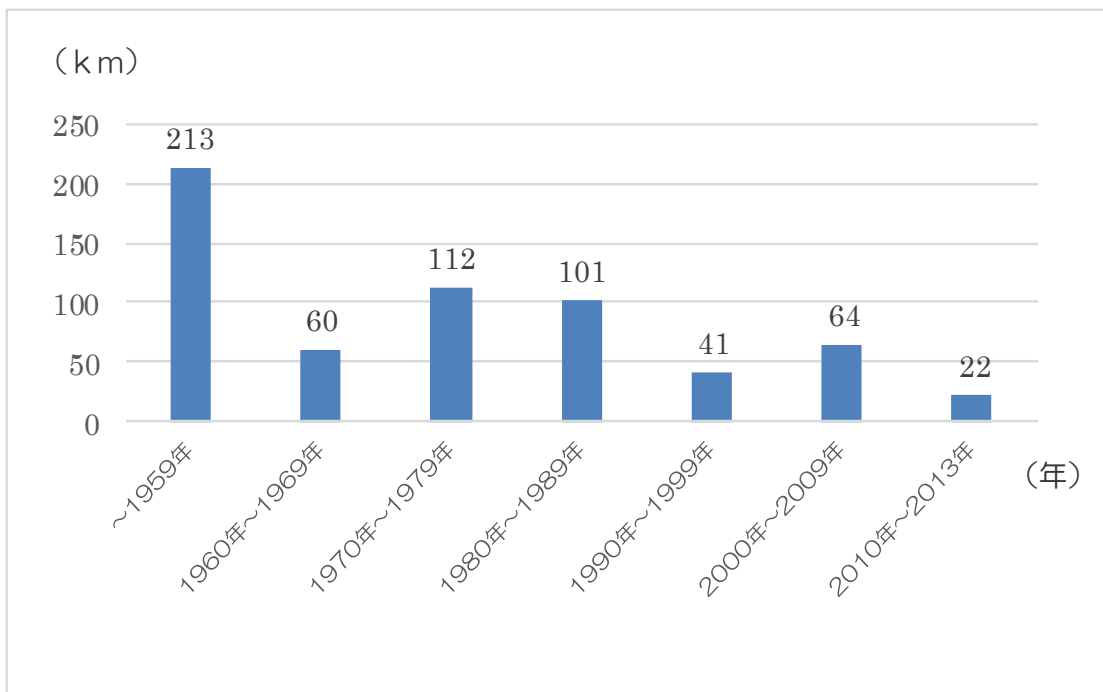
グラフ7 【上水道管路布設年度別延長の推移（残存管）】



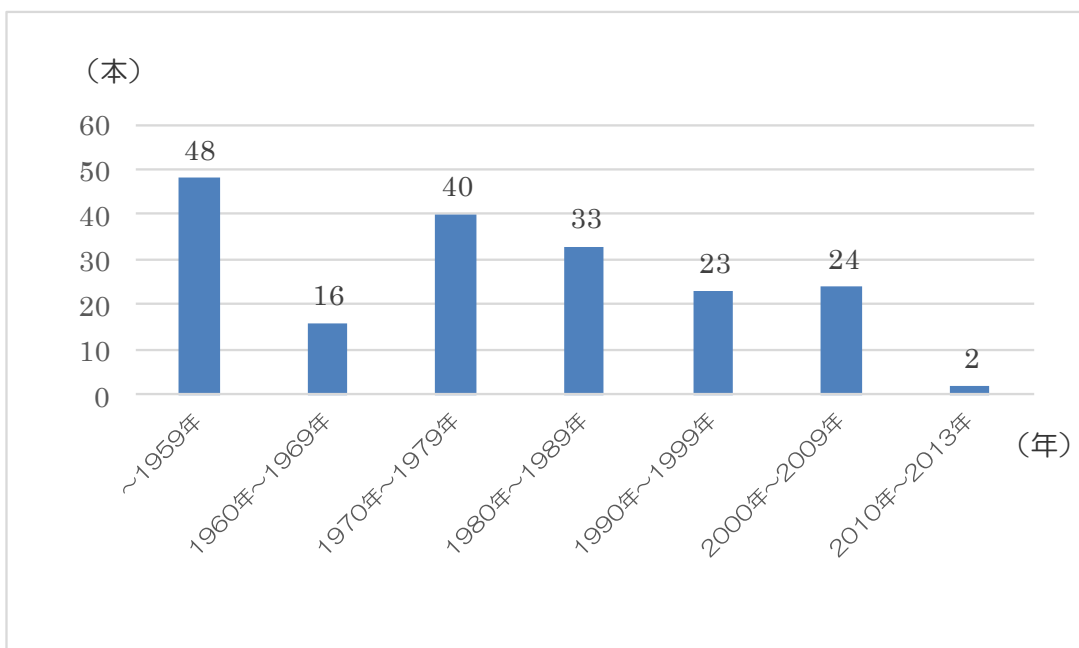
グラフ8 【下水道管路布設年度別延長の推移（残存管）】



グラフ9 【認定年別市道延長】



グラフ10 【建築年別橋りょう数】



(5) 公共施設にかかるコスト

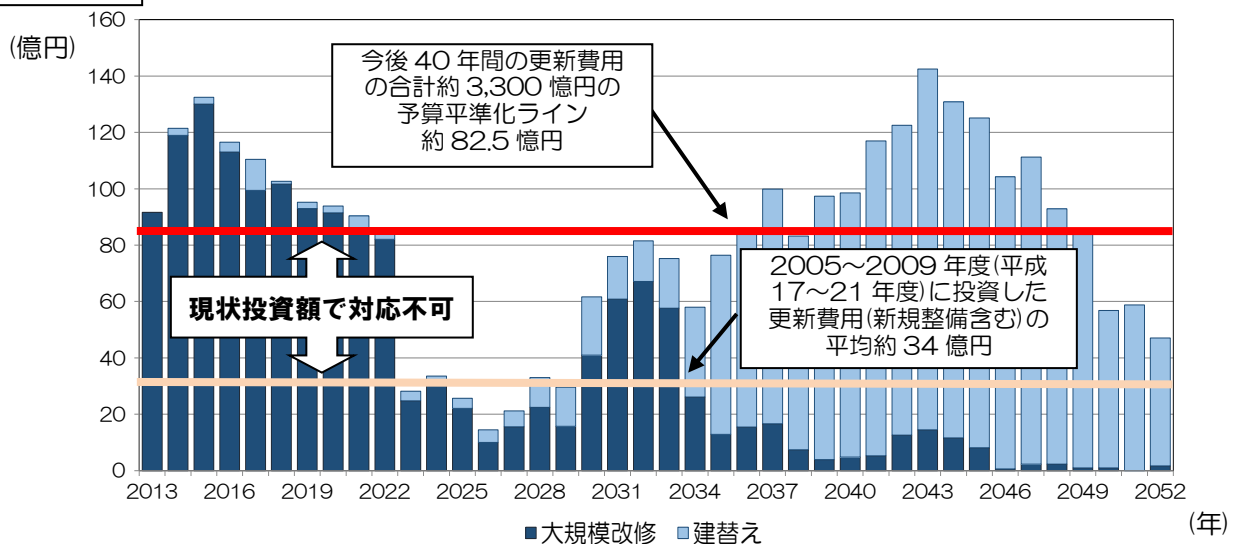
計画的な保全により施設の長寿命化を図ることを前提として、既存の施設をすべて維持した場合、40年間では約3,300億円、1年当たりの平均で約82.5億円の更新費用が必要になり、2043年（平成55年）の単年度においては、最大約140億円に達する見込みです。平成17年度から平成21年度の5年間の更新費用（新規整備含む）の平均額である約34億円と40年間の1年当たりの平均額である約82.5億円を比較すると、約2.4倍の額になります。（※グラフ11参照）

また、5年間の更新費用の平均額である約34億円を40年間投資できるものとして更新費用を試算すると、40年間で約1,360億円となり、不足額は約1,940億円となります。

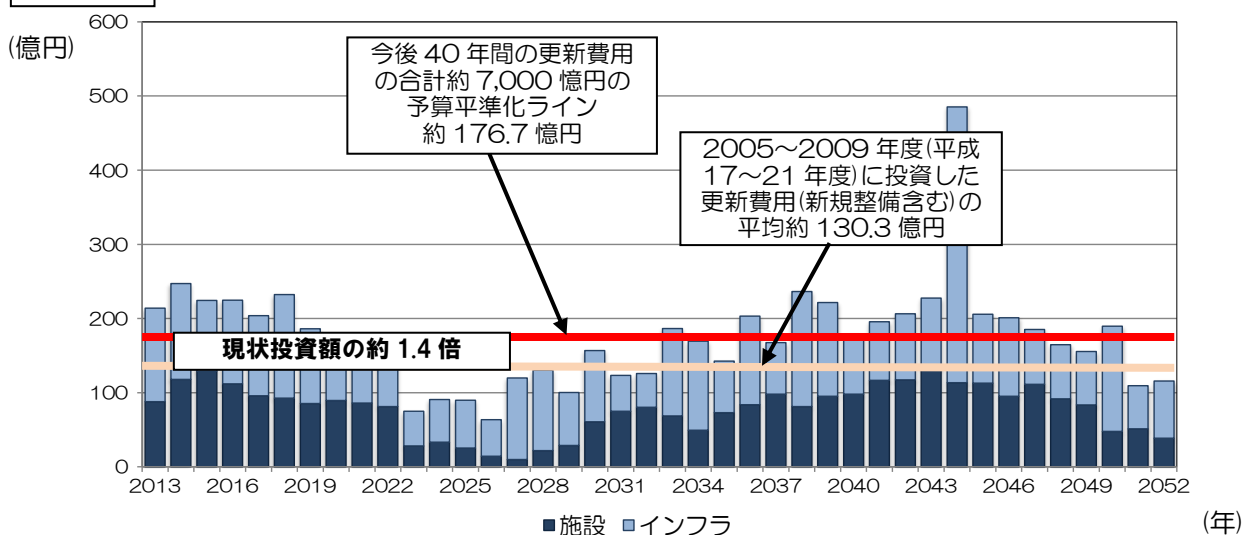
インフラの更新費用を試算すると約3,700億円となることから、公共施設にかかる更新費用の総額は40年間で約7,000億円となる見込みであり、1年当たりの平均で約176.7億円の更新費用となります。（※グラフ12参照）

インフラにおける40年間の更新費用の年平均額においては、過去5年間（平成17年度～平成21年度）の更新費用（新規整備含む）の年平均額と同水準で推移すると見込まれます。

グラフ 11 施設の更新費用シミュレーション結果 [平成 23 年度末での保有状況による試算]



グラフ 12 施設及びインフラの更新費用シミュレーション結果 [平成 23 年度末での保有状況による試算]



3 公共施設を取り巻く課題

公共施設を取り巻く課題

市の公共施設を取り巻く課題に以下のものがあげられます。

(1) 増加する施設更新費用への対応

市税収入の伸び悩みや高齢化の進展に伴う福祉関係経費の増加などから、厳しい財政運営が続く中でも、住民福祉の充実を支えられるよう弾力性のある確かな財政基盤の構築が必要です。

既存の施設をすべて維持した場合、40年間で約1,940億円も財源不足が見込まれます。更新が集中する時期もあることから、施設総量の縮減による更新費用の圧縮や更新時期の分散による財政負担の平準化といった取り組みにより、財政負担の少ない施設管理運営を推進しなければなりません。

(2) 老朽化していく施設への対応

保有する施設の多くが、建築後30年を経過し、老朽化が確実に進行しています。建物の劣化度や財政状況等を踏まえ、中長期的な視点で建物の維持改修を行い、将来にわたってより長く、安全な施設利用ができるよう取り組みを進めていかなければなりません。

(3) 新たな市民ニーズへの対応

これまで行政需要に合わせて施設を整備してきましたが、人口減少、少子高齢化、社会の成熟化、価値観の多様化、高度情報化等に伴い、施設に対する市民ニーズも変化してきました。

既存の施設をすべて維持することは不可能であり、限られた施設や財源の中、新たな市民ニーズに見合ったサービスを提供していかなければなりません。

そのためには、市が保有するすべての施設において、設置目的やこれまでの経緯等にとらわれることなく、時代に合った行政サービスへの転換を図り、行政として行うべきサービスは何か、行政として関与すべき度合いはどれだけか、市全体で常に検証し、施設のあり方や民間活力の活用など、施設運営について見直しを進めていきます。

(4) インフラへの対応

インフラについても、施設と同様に上記(1)～(3)のような課題を有しています。特に、インフラは、道路や下水道など市民生活に必要な不可欠なものであること、利用者が不特定多数であるため安全面への配慮が特に必要であること、一度整備すると面的な整備が多いことや長期間利用されることから、総合的・計画的に対応していく必要があります。

4 公共施設配置適正化の基本方針

(1) 基本方針としての6つの原則

公共施設配置適正化を推進していくためには、市全域における施設配置のバランスを考慮しながら、中長期的な視点で取り組む必要があります。

市の公共施設を取り巻く課題を解消し、持続可能な施設運営ができるよう公共施設配置適正化に向けた取り組みを推進するにあたり、次の6つの原則を市の基本方針として定めます。

① 施設総量を縮減する

更新費用の試算から、既存の施設をすべて維持することは困難なため、施設総量を縮減していかなければなりません。施設総量の対象としては、総延べ面積とし、施設の新規整備を抑えながら、施設配置を見直し、廃止、複合化、集約化等に取り組むことで施設総量の縮減を進めます。

② 機能重視へ転換する

これまでの単独施設中心（1施設を1つの目的に使用）の運営から、多機能施設重視（1施設を複数の目的に活用）に転換します。施設総量を縮減しても、維持すべき機能については、民間施設の利用も含めて確保していきます。

③ 施設更新に優先順位をつける

更新時期を迎える施設に優先順位をつけ、計画的に施設更新を進めます。優先順位の設定においては、中長期的な視点で、施設の役割を検討しながら、市民ニーズ、利用実態、建物の性能等を判断材料とし、順位をつけていきます。優先度の低い施設については、廃止の対象とします。

④ 公民連携(市と民間の連携)を積極的に推進する

指定管理者制度等の活用を推進しながら、民間施設の利用や民間の資金やノウハウを活用した施設運営についても積極的に推進します。

⑤ 施設廃止による収入は、更新費用に充てる

施設を廃止した場合における土地及び建物の売却収入は、今後も維持していく施設の更新費用に充てることを基本とします。

⑥ インフラは、長寿命化等によるライフサイクルコストの縮減で対応

インフラについては、日常点検と定期点検を連動させながら、安全面を第一に、長寿命化を図るとともに、民間活力の活用等により、ライフサイクルコスト（建設費、ランニングコスト及び解体費用を含めた施設の生涯に要する費用の総額）の縮減を進めます。

特に、インフラの長寿命化を図るため、すでに策定している明石市橋梁長寿命化修繕計画のように各インフラごとに個別計画を策定し、予防保全型の管理を進めます。

(2) 数値目標

公共施設配置適正化を推進していくにあたり、より実効性を高めるため、数値目標を設定することにします。

(インフラについては、原則に掲げているようにライフサイクルコストの縮減で対応することから、数値目標の対象外とします。)

① 目標期間の設定

公共施設配置適正化を図るためには、中長期的な視点で取り組む必要があります。

本計画の期間は10年としていますが、施設は一般的に耐用年数が高いことから、現在の施設を全て保有した場合の更新費用を基に施設総量の縮減を検討するためには、更新費用シミュレーションで試算している40年間は必要になります。

この40年間にかかる約3,300億円の更新費用にどのように対応していくのかを計画の柱として示すため、本計画では、40年間を目標期間として設定します。

また、今後20年以降に建て替えが必要な施設が多数あり、更新費用が急増すると予想されることから、それまでに施設総量を縮減する必要があります。そのため、20年間を中間目標として設定し、早期に対応していくこととします。

さらに、公共施設配置適正化実行計画においては、明石市財政健全化推進計画との整合や40年間及び20年間の数値目標を着実に達成していくため、10年間の具体的な数値目標を設定します。

② 目標値の設定

目標値としては、施設総量（総延べ面積）の縮減率を設定します。

更新費用については、今後40年間で約1,940億円不足することから、更新費用の不足を解消するためには、施設総量を約6割近く（不足額1,940億円／更新費用3,300億円＝58.8%）縮減しなければなりません。既存の施設の延べ面積だけで6割近くも縮減することは困難です。

縮減率の試算には、施設廃止に伴う直接的な更新費用の削減以外も考慮する必要があります。施設の廃止に伴い、光熱水費等の維持管理費、施設を通して実施する事業費、そこで勤務する職員の人件費など、施設の管理運営にかかる関係経費も削減されることとなります。

また、土地の売却収入や公民連携による民間資金の活用などにより、更新費用をさらに圧縮することが可能です。

これらの費用の効果額は、40年間で平準化すると、下記のとおり試算され、延べ面積の縮減率1%あたり、1.59億円/年の効果額が見込まれます。

対象費用	効果額（1%当たり）
ア 更新費用及び維持管理費	0.6億円/年
イ 人件費、事業費等の運営費	0.57億円/年
ウ 土地売却収入	0.42億円/年
合 計	1.59億円/年

これらの効果額を合わせると、更新費用の不足額である約 1,940 億円を解消するために必要な延べ面積の縮減率は約 30.5%と試算することができます。（※グラフ 13 参照）

また、更新費用の試算のとおり、建て替えが集中するのは、今後 20 年以降であり、長寿命化を前提としながら、施設を寿命まで利用すると、最初の 20 年間に於いて、施設総量の縮減が難しくなります。施設総量を縮減しなければ、維持管理費や運営費などの削減効果も得られにくいことから、早期に取り組まないと大きな負担を後年度に残していくこととなります。

そのため、施設のあり方を検証し、廃止や転用、複合化などの見直しを早期に進め、財政負担の平準化を図るとともに、見直しにより一時期に市民サービスの低下が集中しないよう、40 年間を通して平均して施設総量を縮減していきます。

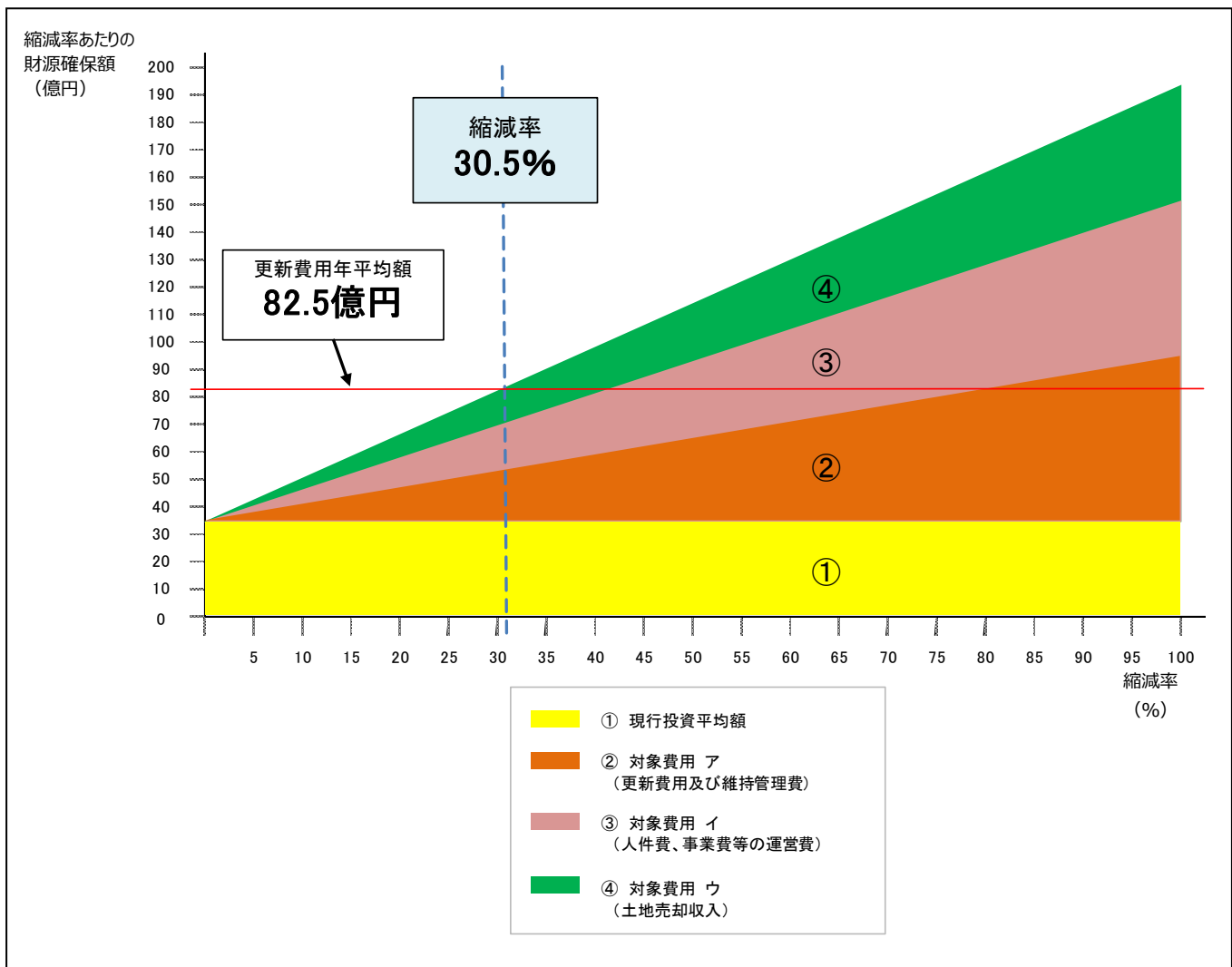
以上のことから、施設総量を 40 年間で 30%、20 年間で 15%縮減していきます。

なお、人口推計から見ると、本市では、こどもを対象にした施策の充実などにより、人口減少への対策を講じていますが、長期的には全国的な流れと同様に人口減少・少子高齢化は進むと予想されます。今後の人口構成の変化で各施設の利用者の変動が見込まれることから、市民に一番近い基礎自治体として、時代に即した施設のあり方を検討し、人口動態に見合った施設配置をしていく必要があります。

また、40 年間及び 20 年間の数値目標は、現時点における目標であるため、社会情勢や財政状況等の変化等により、基本計画期間の 10 年ごとに見直しをするものとします。



グラフ 13 施設総量の縮減による効果額



5 公共施設配置適正化の取組手法

公共施設配置適正化の基本方針に基づき、今後も市全域を見据えた上で中長期的な視点で、聖域をつくることなく、公共施設配置適正化を推進していきます。

インフラについては、下記の施設の取組手法を取り入れながら、ライフサイクルコストの縮減を進めます。

取組手法1 施設の有効活用

施設の有効活用により、施設にかかる維持管理費の削減や、施設を廃止し土地を売却することで、施設運営の大幅な財源確保につながります。

人口減少、少子高齢化、社会の成熟化、価値観の多様化、高度情報化等に伴い、施設に対する市民ニーズが変化していることから、既存の施設で実施される行政サービスの見直しはもとより、各施設のスペースが効率的に利用されているのかを検証し、余剰となる施設、スペースがある場合には、廃止だけでなく、複合化や集約化等により施設を有効利用できないか、様々な手法を用いて施設総量の縮減に取り組みます。

取組手法2 計画的な改修による施設の長寿命化

施設の計画的な改修により、長寿命化を図りながら、安全性の確保及び財政負担の軽減に取り組みます。

引き続き活用する施設について、点検や劣化度調査等に基づいた予防保全を推進し、性能を維持・向上させながら、施設を長期的に使用することにより、施設にかかる財政負担を中長期的な視点から軽減するとともに、より長く安全な施設利用を進めていきます。

また、改修が集中する時期には、劣化度調査の結果などから施設改修の優先順位を明確にし、改修時期を分散させ、年度間の財政負担の平準化に取り組みます。

取組手法3 効率的な管理運営

効率的な施設管理運営のため、これまでの施設の管理運営方法にとらわれることなく、管理運営体制の見直しなど、一段の民間活力の活用のほか、受益者負担の適正化に取り組みます。

管理運営費の最少化を目指し、コストの実態を把握した上で、効果が見込まれる場合には、委託業務の一括発注などの施設の一元管理や、指定管理者制度やPFI等の民間の資金やノウハウを活用する手法、適切な利用者負担による受益者負担の適正化に取り組みます。

取組手法1 施設の有効活用

- (1) 行政サービスの見直し
- (2) 余剰スペースの洗い出し
- (3) 施設の廃止・転用・複合化・集約化
- (4) 施設の広域化

(1) 行政サービスの見直し

既存の行政サービスについて、人口減少や市民ニーズの変化などを踏まえ、内容の見直しや提供量の適正化に取り組みます。

具体的な取り組み

- ・施設の稼働率や利用状況を踏まえ、サービスの内容が現在の市民ニーズに合っているのか、サービスの量は適正なのかなど、内容や提供量を見直し、余剰スペースを確保していきます。

(2) 余剰スペースの洗い出し

スペースの有効活用がなされているか、施設ごとに用途や利用状況を精査し、余剰スペースの洗い出しを行います。

具体的な取り組み

- ・行政サービスの見直しによる余剰スペースの確保とは別に、施設の利用者が減少傾向にある施設や複合施設において機能が重複したスペースなど、行政サービス提供に対し過度にスペースを占有している状態を見直すため、各施設の利用状況等を精査し、余剰となっているスペースを洗い出します。

(3) 施設の廃止・転用・複合化・集約化

行政サービスの見直しや余剰スペースの洗い出しの結果を踏まえ、それぞれの施設のあり方を検証し、不要と考えられる施設については、廃止し、売却を進めます。

引き続き活用する施設については、施設の有効活用や市民の利便性の向上の観点から、転用や複合化、集約化が実施できないか検討します。

また、施設を更新する場合は、基本方針の原則にもとづき、優先順位をつけた上で、更新する施設は複合施設とします。

なお、施設の複合化は、使用目的に該当しないと設置できないなどの問題がありますが、行政サービスを見直す中で、設置条例の見直し等を含め、抜本的に見直しを図っていきます。

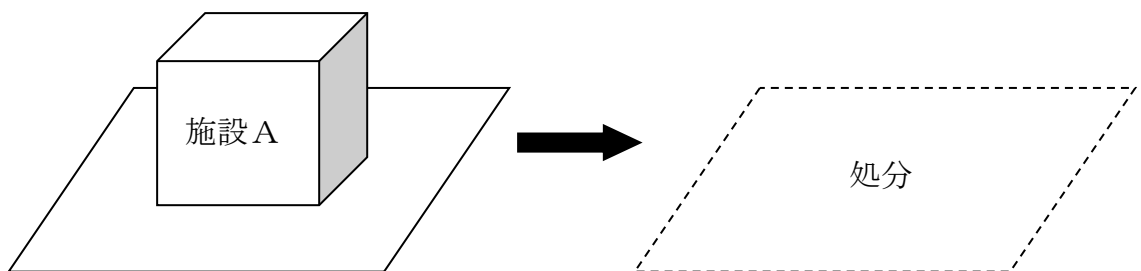
具体的な取り組み

①施設の廃止・処分

- ・市民ニーズのほか、施設の稼働率、建物の規模や立地条件、老朽化の度合、備わる機能など建物の価値や性能※から、廃止すると判定した施設は、他に活用しない場合、土地を含めて「処分」とします。
- ・「処分」とする施設の売却収入は、「継続利用」とする施設の更新費用に充てることを基本とします。

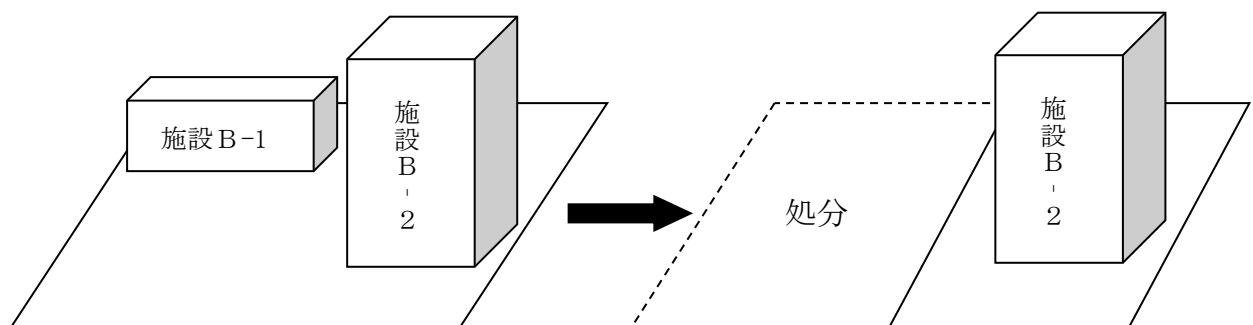
※ 建物の価値：施設規模、立地条件、土地価格、避難所指定、施設維持費 など
建物の性能：建築年月、残存耐用年数、耐震性能、バリアフリー など

ア 施設の廃止：(手法例) 稼働率が低い施設を廃止する。(A施設の全部廃止)



イ 施設の一部廃止：(手法例) 稼働率が低い施設の一部を廃止する。

(B施設の一部 (B-1 施設) の廃止)

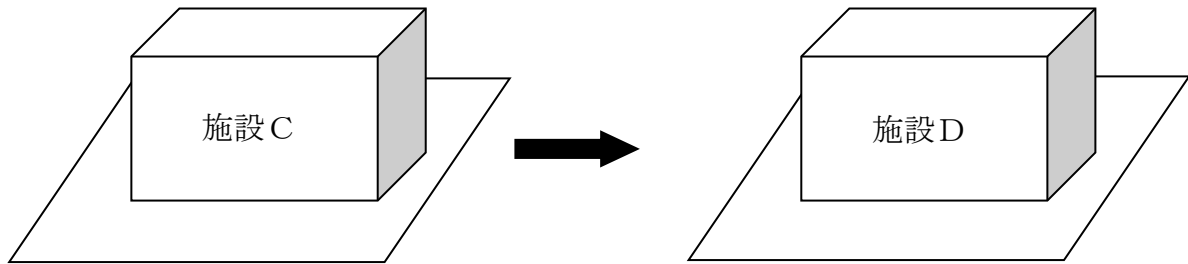


②継続利用する施設の有効活用

「継続利用」とする施設については、必要な行政サービスや余剰スペースの有効活用のため、転用・複合化・集約化などの手法を実施し、施設の有効活用に取り組みます。

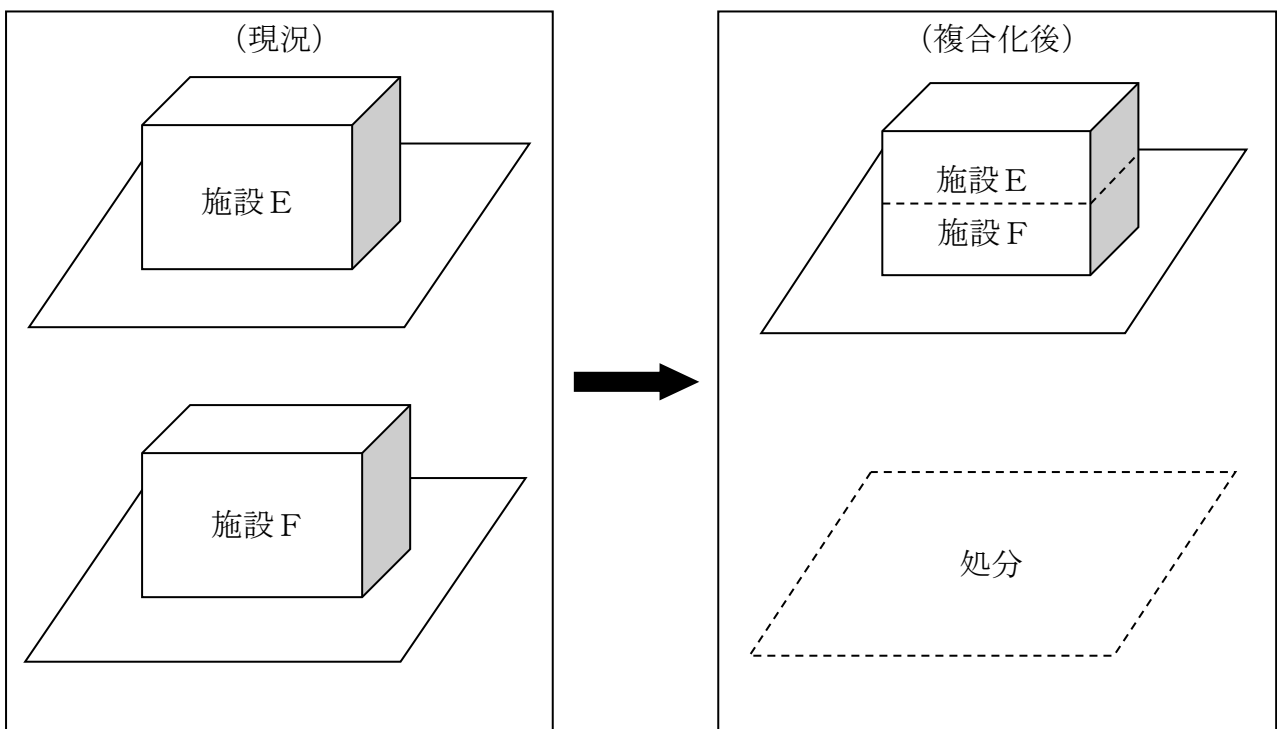
ア 転用（移転）：サービス提供を取りやめた建物またはスペースに、他の施設を整備する。

（手法例）低利用施設の行政サービス内容を変更（施設Cを施設Dに転用）

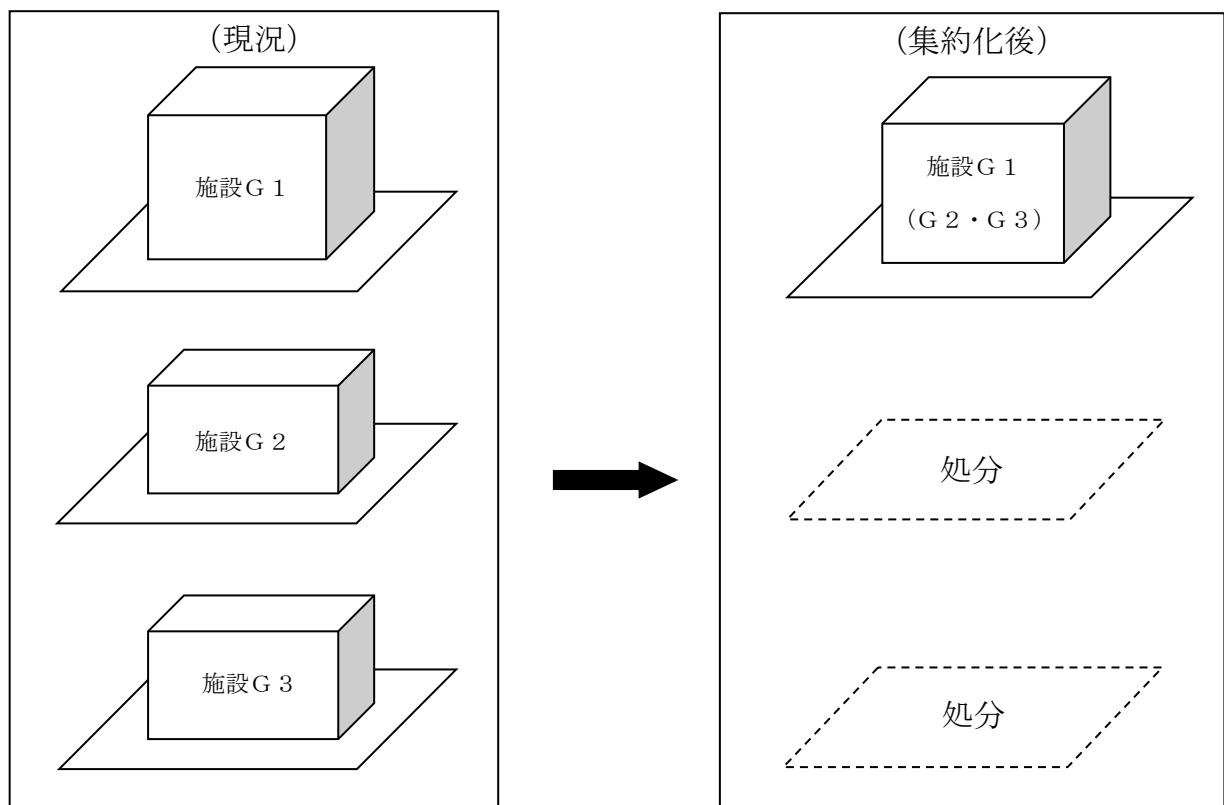


イ 複合化：複数の用途・機能を合わせて、1つの施設として整備する。

（手法例）低利用・単独施設の複合化（施設Eに施設Fを複合化）



ウ 集約化（統廃合）：類似または同じ機能を集め、1つの施設として整備する。
（手法例）低利用・単独施設の同じ機能の施設を集約化（施設G1、施設G2、施設G3を施設G1に集約化）



(4) 施設の広域化

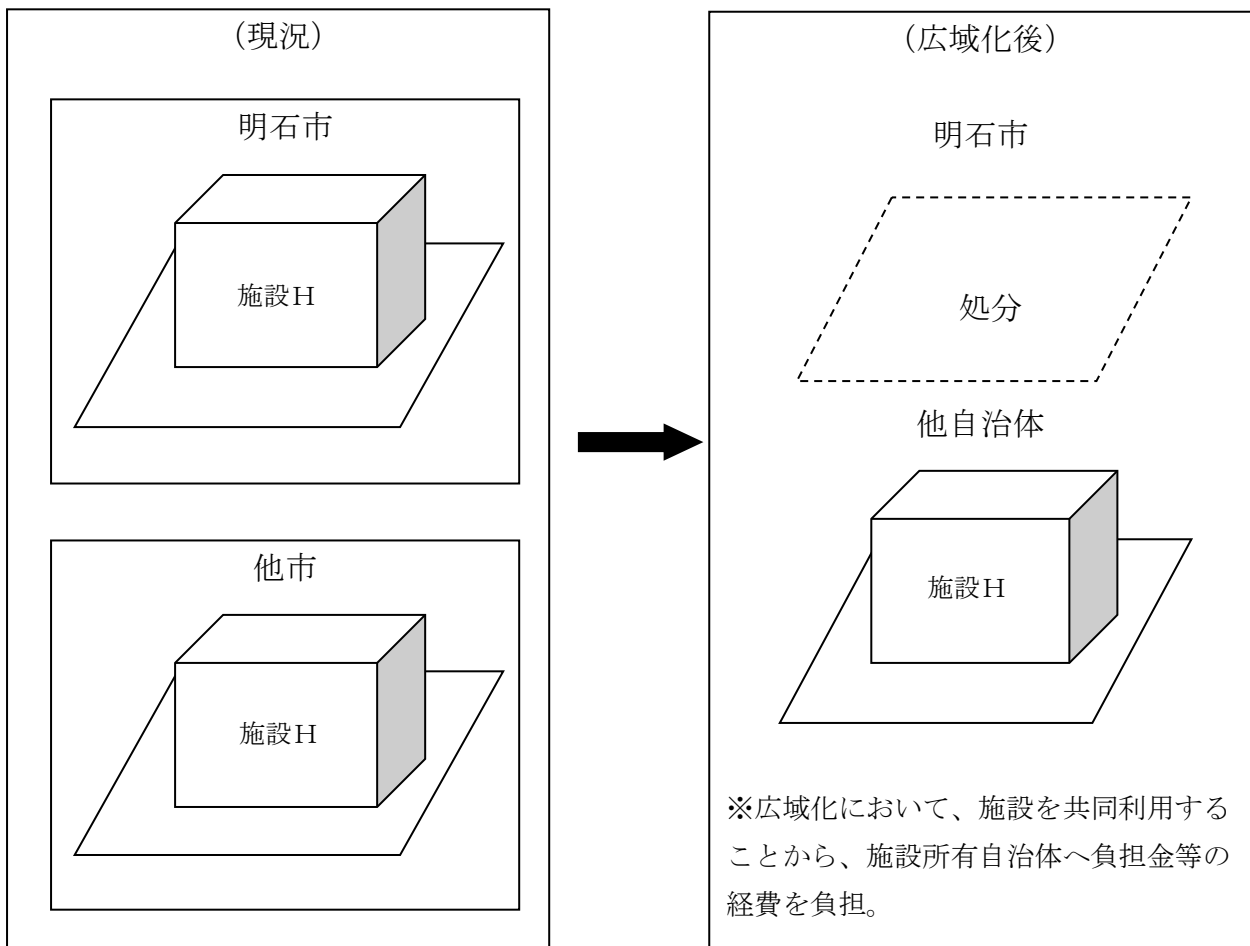
近隣自治体との連携によって、施設の共同利用を進める施設の広域化を検討していきます。

具体的な取り組み

- これまで、自治体ごとにそれぞれで文化施設や体育施設などを標準的に保有（ハコモノフルセット）してきた傾向にありましたが、全国的に公共施設配置適正化の動きがある中、利用者が市内全域に及び、かつ近隣の自治体と重複した行政サービスを提供する施設については、広域的な視点から、近隣自治体との共同利用を進めることで、施設総量の縮減につなげます。

広域化：他の自治体と重複している施設を共同利用する。

(手法例) 重複した施設の広域化（他市の施設Hを共同利用）



取組手法2 計画的な改修による施設の長寿命化

- (1) 予防保全による長寿命化と安全性の確保
- (2) 財政負担の平準化

(1) 予防保全による長寿命化と安全性の確保

老朽化が進行し、トラブルが発生してから修繕を行う事後保全では、建物の損傷が拡大してから修繕等の処置を行うため、広い範囲に処置が必要となり、多大な費用と時間がかかるだけでなく、建物の寿命を短くすることにもつながります。

このため、定期的な施設点検を行い、計画的に改修を行う予防保全により、余分な修繕費を抑えるとともに、建物の耐用年数の延長や安全な施設利用を推進していきます。

具体的な取り組み

定期的な劣化度調査の実施

- 一定の条件*を満たす建築物を対象として、3年ごとに劣化度調査を実施し、劣化度状況などの調査データについてシステム管理を行います。このことで、各建築物の劣化度を把握し、予防保全に転換することで、改修費用の抑制や施設の安全性確保を推進していきます。

※一定の条件とは、延床面積 200 m²以上の建築物（特殊建築物は 100 m²以上）など。

(2) 財政負担の平準化

施設は、その3分の1以上が1970年代に建築されたものであり、これらの施設の大規模改修や建替えの時期が集中すると、市の財政にとって非常に大きな負担となります。

このため、劣化度調査によって各施設のおおよその寿命を把握し、必要に応じて延命化を実施するとともに、施設の改修や更新の優先順位を明確にすることで、施設の大規模改修や建て替えが必要となる時期を分散させ、財政負担の年度間の平準化に取り組めます。

具体的な取り組み

更新時期の分散

- 更新費用は一定の時期に集中しており、更新費用シミュレーション結果の試算のとおり更新を行うことは不可能です。よって、更新費用総額の縮減だけでなく、財政負担の平準化を図るために、更新時期をできる限り分散させることが必要です。
- 定期点検の結果、財政見通し及び施設の優先順位に基づき、更新費用が特定の年度や期間に集中しないよう、更新時期を調整します。

取組手法3 効率的な管理運営

- (1) 施設管理の効率化
- (2) 受益者負担の適正化

(1) 施設管理の効率化

施設には、建物の保全費用や更新費用だけでなく、維持管理費、運営費などの費用が発生しています。持続可能な施設運営に資するため、それらの費用についても、施設管理の効率化を進めることで、更なる削減に取り組みます。

また、効果的・効率的な施設運営が見込まれる場合には、民間活力の活用も進めていきます。

具体的な取り組み

ア 施設の一元管理

各施設の管理運営状況を把握した上で、多くの施設で実施する委託業務（保守点検や警備、清掃といった維持管理業務）の一括発注など、施設の一元管理を進めることで、維持管理費の縮減と業務の効率化・適正化を推進します。

イ 民間活力の活用の推進（PPPの推進）

業務委託や指定管理者制度等の活用など、効率的な管理運営手法の導入を推進するほか、効果等を検証した上で、PFIをはじめとする民間の資金やノウハウを活用する手法を導入し、効果的・効率的なサービスの提供を推進します。

《参考》 PPP、PFIについて

※PPPとは・・・

Public Private Partnership(パブリック・プライベート・パートナーシップ)の略。市と民間（企業、NPO、市民等）が相互に連携して市民サービスを提供する手法（公民連携）の総称で、PFIや民間業務委託、指定管理者制度などの手法が含まれます。

※PFIとは・・・

Private Finance Initiative:プライベート・ファイナンス・イニシアティブの略で、PPPの手法の一つです。行政と民間が契約を結び、庁舎や文化施設といった施設や設備の設計・建設から維持管理・運営を一括して民間事業者に委ねることで、民間の資金やノウハウを活用し、事業の効率化、コスト削減を図る手法です。一般的には、民間事業者に対するサービス対価（業務委託費等）を、事業期間全体を通して分割して支払うことから、行政が建設するよりも初期投資の抑制や財政負担の平準化といった効果がありますが、一定規模以上の建物や設備が必要であるといった制約もあります。

ウ 保有形態の見直し

民間施設の活用、施設の民間や地域への移譲など、市が保有するよりも効果的・効率的と考えられる場合には、保有形態の見直しも検討します。

エ 施設の貸付、売却

施設において余剰となっている部分がある場合には、該当部分の貸付または売却により、維持管理コストの縮減及び今後の施設更新費用の財源とすることを基本とします。

(2) 受益者負担の適正化

サービス提供に要する経費に応じた利用者負担により、受益者負担の適正化を進めます。使用料等は、施設利用の対価として負担するものですが、管理運営費の不足分は税金、つまり市民全体で負担します。利用者増加策を実施することを前提としながら、利用する市民と利用しない市民に不公平が生じないように、使用料等の受益者負担の適正化に取り組みます。

具体的な取り組み

公共施設には、図書館や公園など公共性が高いものから、特定の市民が利益を享受するものや、民間に類似サービスが存在するものまで様々なものがあります。提供するサービスの性格や行政が関与すべき度合いにより、市と利用者の負担割合を設定した受益者負担の基本となる算定基準にもとづき、管理運営費や使用料等の算定根拠を明確にした上で、使用料等の適正化に取り組みます。

6 公共施設配置適正化の進め方

(1)PDCAサイクルによる進行管理

基本計画や実行計画の着実に効率的な推進を図るため、計画の策定や実施を通じ PDCA サイクル（計画・実施・評価・改善）による進行管理を行います。

計画で定める目標や取組手法の達成状況を検証、評価しながら、基本計画の改定、実行計画の策定に反映させ、施設やサービスの改善・改革を進めていきます。

なお、計画期間は 10 年としていますが、計画の達成状況により、必要な場合には取組手法や数値目標の見直しについて検討します。

(2)庁内及び庁外の検討体制

庁内横断的な検討体制として設置している「明石市施設配置適正化検討会議」を中心に、施設所管部・課等が連携し、公共施設配置適正化を効果的・効率的に推進していきます。

また、市議会との協議の場である「財政健全化推進協議会」、市民や関係団体、学識経験者との協議の場である「財政健全化推進市民会議」をはじめ、市民との意見交換会やパブリックコメントなどを通じて、公共施設配置適正化を進めていきます。

(3)第5次長期総合計画や各施策分野における個別計画との整合

本市は、第5次長期総合計画において、まちづくり戦略を「子どもの健やかな育ちで、みんなの元気を生み出す」として定め、そのための施策を重点的に展開し、まちづくりを推進しています。また、防災やコミュニティ推進、福祉等の各分野ごとに個別計画を定めており、長期総合計画に掲げるまちの姿の実現を目指しているところです。

公共施設配置適正化の具体的な取り組みにあたっては、長期総合計画や各個別計画との整合を図るとともに、必要により施設の果たす役割や提供されているサービスなど、個別計画を見直すことも含め、実効性を確保していきます。

(4)市民との情報共有

公共施設の見直しは、市民、特に利用者にとって影響を受けることになります。また、保健、医療、子育て支援など市民生活に密接な施設については、利用者だけでなく、地域に与える影響も大きいことから、市民、地域社会に情報提供を行い、丁寧に説明していきます。

市民と行政が問題意識を共有することも当然に重要なことです。公共施設を利用し、または支えている多くの市民と行政が問題意識を共有し、将来の公共施設のあるべき姿について幅広い議論を進め、ひいては将来のまちづくりにとって実効性のある取り組みとなるように、出前講座や意見公募、意見交換会等を通じて、施設に関する様々な情報を積極的に開示・提供していきます。

(5)国・県・近隣市町との連携

総務省より、公共施設等総合管理計画の指針が出され、公共施設更新問題は全国的な問題であることが示されました。本市においても、平成 25 年 8 月に策定した公共施設白書により公共施設の更新問題が生じることが明らかとなったため、本計画を策定したところです。今後は、国・県の動向を見極めながら、公共施設配置適正化に取り組んでいきます。

また、自治体単独での取り組みではなく、国や県、近隣市町との連携を進め、広域化等への取り組みも検討していきます。

(6)公会計との連動を意識した進行管理

現在、国では新たな地方公会計制度（発生主義・複式簿記）の導入に向けた準備が進められており、今後、各自治体において新地方公会計にもとづく、財務書類等の整備が必要になります。

新地方公会計制度導入の効果としては、資産・負債（ストック）の総体の一覧的把握、発生主義による正確な行政コストの把握、公共施設マネジメント等への活用が考えられ、公共施設配置適正化の取り組みを推進するにあたり、固定資産台帳の整備をはじめとする公会計との連動を意識した進行管理を行います。

(7)職員の意識改革

中長期的かつ多岐にわたる公共施設配置適正化の取り組みを推進するには、施設を所管する関係部署だけで縦割りの判断をするのではなく、全ての公共施設の目的や配置状況を踏まえ、市全体を見据えた判断が必要となります。そのため、職員一人ひとりが、公共施設を取り巻く現状認識や課題を共有した上で、行政運営の基本となる最少の経費で最大の効果を得るという視点を常に持ち続け、取り組みの考え方や手法等について、前例にとらわれることなく柔軟な発想をもって、公共施設配置適正化が推進できるよう、職員の意識改革に取り組みます。

7 施設種別ごとの方向性

(1) 施設の分類

- 設置目的やサービス内容等から、対象施設を以下の施設種別に分類しています。
- 各分類では、基本方針で定めた全体方針に則り、施設種別ごとの方向性を定めています。

【施設種別ごとの分類表】

施設白書での分類	基本計画での分類	対象の施設単位	ページ
行政系施設	①行政施設	本庁舎、市民センター、サービスコーナー	32
	②事務所施設	収集事業課事務所、大久保駅前区画整理事務所、公園管理事務所	34
	③消防施設	明石市消防本部、明石市防災センター、明石市消防署、消防署分署、消防団詰所	36
	④その他行政施設	倉庫	38
市民文化系施設	⑤コミュニティ施設	小学校区コミュニティ・センター、中学校区コミュニティ・センター	40
	⑥集会・文化施設	市民会館、市民ホール、西部市民会館、中崎公会堂	42
	⑦生涯学習施設	生涯学習センター、生涯学習センター分室、高齢者大学校あかねが丘学園、男女共同参画センター	44
社会教育系施設	⑧博物館等	文化博物館、天文科学館	46
	⑨図書館	市立図書館、西部図書館	48
保健・福祉施設	⑩保健施設	保健センター	50
	⑪障害福祉施設	木の根学園(ひまわり工房・たんぼぼ工房)、発達支援センター	52
	⑫高齢福祉施設	高齢者ふれあいの里、シルバー人材センター	54
	⑬児童福祉施設	医療型児童発達支援センター「ゆりかご園」、児童発達支援センター「あおぞら園」、児童発達支援事業施設「きらきら」	56
	⑭その他社会福祉施設	総合福祉センター、ふれあいプラザあかし西、厚生館	58
医療施設	⑮医療施設	夜間休日応急診療所、休日歯科急病センター兼障害者等歯科診療所	60
子育て支援施設	⑯保育所・幼稚園	保育所、幼稚園	62
	⑰児童施設	放課後児童クラブ	64
学校教育系施設	⑱学校	小学校、中学校、明石商業高等学校、明石養護学校	66
	⑲その他教育施設	教育研究所	68
産業系施設	⑳産業系施設	産業交流センター、勤労福祉会館、中高年齢労働者福祉センター(サンライフ明石)、卸売市場	70
スポーツ・レクリエーション系施設	㉑スポーツ施設	大蔵海岸施設、明石中央体育会館(石ヶ谷公園)	72
	㉒レクリエーション施設・観光施設	花と緑の学習園(上ヶ池公園)、菊花栽培場、少年自然の家	74
公園	㉓公園	公園(金ヶ崎公園、魚住北公園、明石海浜公園)	76
公営住宅	㉔市営住宅	市営住宅	78
供給処理施設	㉕供給処理施設	明石クリーンセンター、浄化センター、ポンプ場	80
その他施設	㉖その他	あかし斎場旅立ちの丘、明石駅前立体駐車場、明石駅自転車駐車場、石ヶ谷墓園	82
上水道施設	㉗上水道施設	浄水場、配水場、水道サービスセンター	84

(2) 施設種別ごとの方向性

施設概要や配置状況、現状や課題を整理した上で、取組の方向性を記載しています。

「**取組の方向性**」については、原則として、施設種別ごとに「**共通の方向性**」を記載しています。

より具体的な検討の進め方が必要と考えられる施設については、「**共通の方向性**」に加えて、「**個別の方向性**」として、該当する施設単位名をあげて記載しています。（下記「**取組の方向性**」の記載例（行政施設）参照）

【記載内容】

項目	記載内容
■施設概要	施設単位ごとの業務内容や施設数を記載しています。
■配置状況	施設の配置状況を地図に表記しています。
■現状と課題	施設の配置状況や建物の改修・更新状況、利用・運営状況について、現状や課題を記載しています。
■取組の方向性	公共施設配置適正化に取り組むための今後の方向性を記載しています。

「**取組の方向性**」の記載例（行政施設）

■取組の方向性

共通の方向性

- 行政施設のあり方を検討した上で、基本方針にかかげる原則に基づき、公共施設配置適正化に向けた取組手法を検討する。

個別の方向性

【本庁舎】

- 市民センターをはじめとする他の施設と機能分担、連携を図る中で、更新のあり方を検討する。

【市民センター・サービスコーナー】

- 地域支援や窓口機能といった市民サービスを実施するにあたり、地域バランスや歴史的な経緯にも配慮しながら、複合化、集約化も含めて検討する。

行政系施設

①行政施設

■施設概要

対象施設単位	業務内容	設置数
本庁舎	各種窓口・相談業務のほか、様々な行政サービスを提供しています。	1 施設
市民センター	戸籍及び住民登録に係る諸届の受付や各種証明書の交付及び市税、国民健康保険等にかかる受付などの窓口業務のほか、センター内会議室の貸館業務を行っています。	3 施設
サービスコーナー	戸籍及び住民登録に係る諸届の受付や各種証明書の作成並びに交付等の窓口業務を行っています。	5 施設

■配置状況



■現状と課題

(1) 配置状況

- ・本庁舎は、市の防災拠点に位置付けられるが、近年大規模災害に対する危機管理拠点の整備などの必要性が高まっている。
- ・市民センターやサービスコーナーは、地域住民の身近な行政窓口として各地域に設置されている。

(2) 改修・更新状況

- ・本庁舎や市民センターは、建築後 30 年から 40 年経過し、劣化が進んでおり、一部施設で改修が必要になっている。
- ・本庁舎の新庁舎建設には多額の費用が必要であると試算され、基金の計画的な積立が必要である。
- ・二見市民センターは、建築後 70 年を経過しているが、平成 25 年度に施設改修を実施している。

(3) 利用・運営状況

- ・本庁舎の課室配置に狭隘化が見受けられ、適正な課室レイアウト等により、狭隘化の解消が必要である。また、長期保存年限の書類増加により、書庫の保管スペースがひっ迫している。
- ・市民センターについては、会議室や和室の稼働率が低く、施設全体が有効に活用されているとは言えない。
- ・江井島を除くサービスコーナーは、民間施設の賃借により設置している。

■取組の方向性

共通の方向性

- ・行政施設のあり方を検討した上で、基本方針にかかげる原則に基づき、公共施設配置適正化に向けた取組手法を検討する。

個別の方向性

【本庁舎】

- ・市民センターをはじめとする他の施設と機能分担、連携を図る中で、更新のあり方を検討する。

【市民センター・サービスコーナー】

- ・地域支援や窓口機能といった市民サービスを実施するにあたり、地域バランスや歴史的な経緯にも配慮しながら、複合化、集約化も含めて検討する。

行政系施設

②事務所施設

■施設概要

対象施設単位	業務内容	設置数
収集事業課事務所	一般家庭から出されるごみの収集及び分別の指導・啓発のほか、不法投棄防止の啓発活動、パトロール、犬ねこの小動物の死体処理等の業務を行っています。	1 施設
大久保駅前区画整理事務所	大久保駅前土地区画整理事業（JR 大久保駅北部の 35.2ha の区域）の施行に伴う事務を行っています。	1 施設
公園管理事務所	約 420 カ所の公園の施設安全点検及び施設修繕等の現場拠点として設置されています。	1 施設

■配置状況



■現状と課題

(1) 配置状況

- ・収集事業課事務所は、大久保北部に設置されており、近隣に明石クリーンセンターが設置されている。
- ・大久保駅前区画整理事務所は、大久保駅前土地区画整理事業の事務所として設置されており、近隣に大久保市民センターが設置されている。
- ・公園管理事務所は、市内約 420 ヲ所ある公園や緑地の維持管理業務の拠点として位置づけられている。

(2) 改修・更新状況

- ・収集事業課事務所は、平成 12 年に建築された建物であるが、劣化が進んでいる。
- ・大久保駅前区画整理事務所は、建築後 10 年、公園管理事務所は、建築後 20 年を経過しているが、建物は良好である。

(3) 利用・運営状況

- ・特定の事業を実施するために設置されており、広く市民に利用される施設ではない。

■取組の方向性

共通の方向性

- ・事務所施設のあり方を検討した上で、基本方針にかかげる原則に基づき、公共施設配置適正化に向けた取組手法を検討する。

個別の方向性

【収集事業課事務所】

- ・部内での機能分担の整理を踏まえ、施設の集約化を検討する。

【大久保駅前区画整理事務所】

- ・事業の進捗状況を踏まえ、施設の廃止を含めて検討する。

【公園管理事務所】

- ・施設の適正な維持管理、計画的な改修を行い、長寿命化を図る。

③消防施設

■施設概要

対象施設単位	業務内容	設置数
明石市消防本部・明石市防災センター・明石市消防署	市域における火災、風水害、震災その他の災害による被害を軽減し、人命の救急救助を行う警防活動・業務を担う拠点となっています。また、消防庁舎には、防災学習の拠点である防災センターを併設しています。	1 施設
消防署分署		6 施設
消防団詰所	消火活動のほか、地震や風水害等の大規模災害時においても、救助・救出・避難誘導等の活動を行っています。	48 施設

■配置状況



※消防団詰所は、地図には掲載していません。

■現状と課題

(1) 配置状況

- ・市内に、各種災害に対応する拠点として分散して設置されている。
- ・非常時での地域防災活動の拠点を担っている。

(2) 改修・更新状況

- ・明石消防本部（明石市防災センター・明石市消防署）は、平成 15 年に建築されており、建物は良好である。消防分署や消防団詰所は、建築後 30 年から 40 年を経過し、劣化が進んでおり、一部施設で改修が必要になっている。
- ・明石市防災センターは開設以来、展示設備の更新がされていない。

(3) 利用・運営状況

- ・明石市防災センターには、年間約 9,000 人が来館している。

■取組の方向性

共通の方向性

- ・長期的な視野に立って施設の整備、補修計画を策定し、施設の長寿命化を図る。

個別の方向性

【明石市消防本部、明石市消防署、消防分署、消防団詰所】

- ・施設の配置上、機能集約になじまないため、地域の安全面を考慮し、長寿命化を図る。消防団詰所にあっては、上記内容に加えて地域単位での配置を基本とする。

【明石市防災センター】

- ・市民への防災に関する知識等の普及活動に対し、明石市防災センターが果たす役割について検討する。

④その他行政施設

■施設概要

対象施設単位	業務内容	設置数
倉庫	水防機材や工事用資材、災害発生時の必要物資（備蓄倉庫）などを保管しています。 なお、防災用備蓄倉庫は、朝霧公園を含め7カ所の地域防災公園に整備されています。	7施設

■配置状況



■現状と課題

(1) 配置状況

- 行政文書やイベント用品を収納している多目的倉庫や、防災資機材を収納している防災用備蓄倉庫が設置されている。
- 防災用備蓄倉庫は、朝霧公園を含め7カ所の地域防災公園に整備されている。

(2) 改修・更新状況

- 建築後 20 年から 30 年を経過している施設が多く、劣化が進んでおり、一部施設で改修が必要になっている。

(3) 利用・運営状況

- 倉庫は、行政文書や防災備品の保管、イベント用品の収納といった用途に利用されているが、長期にわたり収納され続けているものもある。

■取組の方向性

共通の方向性

- 利用実態を踏まえ、廃止、集約化を行い、不用な施設については売却処分も含めて検討する。特に、水防資材など地域防災に必要な資材を保管する倉庫については、地域に分散して設置することを基本とし、他施設の余剰スペースを活用することで代替できる場合には、建物の廃止、売却処分も含めて有効活用を検討する。

⑤コミュニティ施設

■施設概要

対象施設単位	業務内容	設置数
小学校区コミュニティ・センター	地域活動、行政情報の提供、スポーツや文化的活動を行っています。	28 施設
中学校区コミュニティ・センター	各種学習講座、サークル活動、交流行事などを行っています。	16 施設

■配置状況

※小学校区コミュニティ・センター及び中学校区コミュニティ・センターは、そのほとんどが小学校、中学校に併設されているため、地図は掲載していません。学校の配置状況（66 ページ）をご参照ください。

■現状と課題

(1) 配置状況

- ・小学校及び中学校施設の一部を利用したものと、学校敷地内または敷地外の個別施設として設置されているものがある。
- ・小学校コミセンは「まちづくりの拠点」、中学校区コミセンは「生涯学習の拠点」として、地域住民に身近な施設として設置されている。
- ・小学校区コミセン、中学校区コミセンは避難施設に指定されている。

(2) 改修・更新状況

- ・各コミセンの中には、建築後 20 年から 30 年を経過している施設が多く、劣化が進んでおり、一部施設で改修が必要になっている。

(3) 利用・運営状況

- ・各コミセンは、地域の様々な会議に利用されているほか、小学校区コミセンについてはスポーツクラブ 21 のクラブハウスの役割も担っている。
- ・一部の貸館スペースの稼働率が低い。
- ・中学校区コミセンは、高齢者大学など地域住民に学習機会を提供するとともに、登録サークル等を中心に自主的な文化、スポーツ活動の場として利用されている。

■取組の方向性

共通の方向性

- ・地域主体の運営を進める方向で検討する。
- ・利用実態を踏まえ、施設の有効活用の手法を検討する。
- ・小中学校の規模適正化により学校の統廃合が実施される場合には、学校敷地内のコミセンについては施設の集約化を検討する。
- ・大規模な改修が必要となる場合には、小中学校の規模適正化の状況を踏まえ、その必要性を精査する。

個別の方向性

【小学校区コミセン】

- ・「まちづくりの拠点」と位置づけ、地域主体の運営を進める方向で検討する。

【中学校区コミセン】

- ・利用促進を図りながら、利用実態等を踏まえ、複合化も含めて検討する。
- ・効果的、効率的な施設運営が図られるよう、管理運営体制の見直しについて検討する。

市民文化系施設

⑥集会・文化施設

■施設概要

対象施設単位	業務内容	設置数
市民会館	自主事業（音楽、演劇、舞踊等）や貸館業務を行っています。 1,280名収容の大ホール、450名収容の中ホール等を備えています。	1施設
市民ホール	230名収容のホールを備え、講演会、各種大会の場を提供しています。	1施設
西部市民会館	494名収容のホールと防音の練習室を備え、自主事業（音楽、演劇、舞踊等）や貸館業務を行っています。西部図書館との複合施設です。	1施設
中崎公会堂	講演会などの自主事業や、集会や催し等に利用されています。 2012年（平成24年）2月には明石市で3件目の国登録有形文化財に登録されました。	1施設

■配置状況



■現状と課題

(1) 配置状況

- ・設置目的の違いはあるが、特に明石駅周辺は、貸館機能を持つ施設が複数設置されている。ホールや貸館機能がどれだけ必要であるか検討が必要である。
- ・市民ホールが避難施設に指定されている。

(2) 改修・更新状況

- ・市民会館は、建築後 40 年、市民ホールは、建築後 60 年、中崎公会堂は、建築後 100 年を経過しており、建物の劣化が進んでいる。
- ・明石駅前再開発や本庁舎のあり方の議論と連動した検討も行う必要がある。

(3) 利用・運営状況

- ・一部の貸館スペースの稼働率が低い。

■取組の方向性

共通の方向性

- ・施設の必要性、建物の劣化状況、利用実態等を踏まえ、廃止や複合化、集約化を進める方向で検討する。

⑦生涯学習施設

■施設概要

対象施設単位	業務内容	設置数
生涯学習センター	293名収容のホールや120名収容の学習室など学習の場の提供、各種講座等による学習機会の提供や学習情報の提供を行っています。 また、市立図書館内に生涯学習センター分室を設けており、自主的な文化、スポーツ活動の場となる貸館業務を行っています。	1施設
生涯学習センター分室		1施設
高齢者大学校あかねが丘学園	高齢者の教養の向上、生きがいの創造、地域社会活動の指導者養成を行う大学校で、3年制の本校と2年制の分校があります。	2施設
男女共同参画センター	女性のための相談業務、情報提供、各種講座の開催のほか、図書の出借、会議室の貸館業務を行っています。 また、あかし消費生活センターを設置しており、商品・サービスの苦情、悪質商法などによるトラブルの相談業務を行っています。	1施設

■配置状況



■現状と課題

(1) 配置状況

- ・生涯学習センター及び男女共同参画センターは、明石駅近くに建築されたアスパア明石内に設置されており、利便性が高い。
- ・生涯学習センター分室は、市立図書館内に設置されているが、図書館機能の明石駅前再開発ビルへの移転に伴い、既存の建物のあり方について検討が必要である。
- ・高齢者大学校あかねが丘学園本校については、平成 26 年度から順次生涯学習センターに移転している。
- ・あかねが丘学園分校は、市西部にあるみなと記念ホール及びふれあいプラザあかし西で開校されている。
- ・高齢者大学校あかねが丘学園本校の体育館が避難施設に指定されている。
- ・生涯学習センターが津波一時避難ビルに指定されている。

(2) 改修・更新状況

- ・アスパア明石は、平成 13 年に建築された建物であるが、大規模な改修が予定されており、当建物内に設置されている生涯学習センター及び男女共同参画センターについても、併せて改修を実施する必要がある。
- ・あかねが丘学園本校は、建築後 40 年を経過し、劣化が進んでおり、改修が必要となっている。
- ・あかねが丘学園分校が設置されているみなと記念ホールは平成 12 年、ふれあいプラザあかし西は平成 21 年に建築されており、建物は良好である。

(3) 利用・運営状況

- ・生涯学習センターの一部の貸館スペースで稼働率が低い。
- ・高齢者大学校あかねが丘学園は近年入学者が定員割れを起こしていたが、学習拠点の移転で利便性が大幅に向上したこと等により、定員割れは解消された。あかねが丘学園分校の定員割れは解消されておらず、コースや定員の変更を進めている。
- ・あかねが丘学園分校を開校しているみなと記念ホールは、賃借により使用している。

■取組の方向性

共通の方向性

- ・生涯学習全体のあり方を検討する中で、施設の必要性、建物の劣化状況、他施設の取組状況等を踏まえ、規模の適正化や周辺施設との複合化、民間活力の活用を検討する。

個別の方向性

【高齢者大学校あかねが丘学園】

- ・本校移転後の現建物は廃止する方向で検討する。

【生涯学習センター分室】

- ・市立図書館の建物の方向性を踏まえ、あり方を検討する。

⑧博物館等

■施設概要

対象施設単位	業務内容	設置数
文化博物館	歴史、民俗等に関する資料の収集・展示のほか、文化遺産の保存と継承並びに芸術・文化の振興を行っています。	1 施設
天文科学館	天文学や自然科学に関する知識の普及、文化の向上を図るため、1960年（昭和35年）6月10日の時の記念日に開館しました。	1 施設

■配置状況



■現状と課題

(1) 配置状況

- ・文化博物館は、市の歴史や文化、魅力を発信する施設として設置されている。
- ・天文科学館は、市民の選ぶ「あかしのたからもの」の第1位に選ばれている。

(2) 改修・更新状況

- ・文化博物館は、建築後 23 年が経過し、劣化が進んでおり、改修が必要になっている。
- ・天文科学館は、開館後 54 年、震災後のリニューアルからでも 16 年が経過しており、改修の必要箇所が増えている。

(3) 利用・運営状況

- ・文化博物館は、指定管理者制度の導入で、開館日の増などにより利用者サービスが向上した一方、学芸部門の調査・研究体制の継続性に問題がある。
- ・天文科学館は、平成 22 年度の展示コーナー等の一新後、入館者数は順調に推移している。

■取組の方向性

共通の方向性

- ・長期的な視野に立って施設の整備、改修計画を策定し、施設の長寿命化を図る。
- ・利用実態等を検証した上で、効果的、効率的な管理運営手法の導入を検討する。

個別の方向性

【文化博物館】

- ・利用実態等を検証した上で、施設の有効活用を検討するほか、管理運営体制の見直しについても検討する。

【天文科学館】

- ・長期的な視野に立って施設の整備、補修計画を策定し、施設の長寿命化を図る。

⑨図書館

■施設概要

対象施設単位	業務内容	設置数
市立図書館	図書、記録その他必要な資料の収集、提供のほか、それに関連する事業を行っています。	1 施設
西部図書館		1 施設

■配置状況



■現状と課題

(1) 配置状況

- ・市立図書館として、明石公園内に設置しており、県立図書館が隣接している。
- ・平成 28 年 12 月に、明石駅前再開発ビル内に、(仮称)市民図書館として移転する予定である。
- ・市立図書館には、移動図書館基地や書庫の他、生涯学習センター分室も併設している。
- ・西部図書館は、西部市民会館内に複合施設として設置しており、1 階に開架エリア、2 階には読書室のほか、貸室としての会議室や研修室がある。

(2) 改修・更新状況

- ・市立図書館は、建築後 40 年を経過し、劣化が進んでおり、耐震改修も未実施である。
- ・西部図書館を設置している西部市民会館は、平成 11 年に建築したものであり、建物は良好である。

(3) 利用・運営状況

- ・市立図書館の明石駅前への移転後の建物の活用方法について、早急に結論が求められる。
- ・西部図書館については、市立図書館と同等程度の利用状況となっているが、貸室の稼働率としては低い。

■取組の方向性

共通の方向性

- ・図書館のあり方を検討した上で、基本方針にかかげる原則に基づき、公共施設配置適正化に向けた取組手法を検討する。

個別の方向性

【市立図書館】

- ・建物の劣化が激しく、耐震改修等に多額の費用がかかることから、移動図書館基地や書庫の確保について整理した上で、建物を廃止することも含めて建物の活用方法を検討する。

【西部図書館】

- ・利用促進を図りながら、施設の利用実態などを踏まえ、施設の有効活用を図る。

⑩保健施設

■施設概要

対象施設単位	業務内容	設置数
保健センター	健康診査や健康相談などの保健サービスを実施するとともに、市民の自主的な保健活動の場を提供しています。	1 施設

■配置状況



■現状と課題

(1) 配置状況

- ・地域保健の拠点として配置されている。
- ・今後明石駅前南地区再開発事業に伴い、再開発ビルへの一部業務移転が発生する。
- ・津波一時避難ビルに指定されている。

(2) 改修・更新状況

- ・建築後 30 年を経過し、劣化が進んでいる。

(3) 利用・運営状況

- ・複数の部署の課室が配置されている。
- ・健康診断等で、市民の利用が多いが、駐車場が少ない。

■取組の方向性

■共通の方向性

- ・明石駅前南地区再開発事業に伴い、一部業務が移転するため、空きスペースの活用方法を検討する。

①障害福祉施設

■施設概要

対象施設単位	業務内容	設置数
木の根学園（ひまわり工房・たんぼぼ工房）	18歳以上の知的障害者を対象とした通所施設で、生活支援・作業指導を行ったり、ケーキ・クッキー、さをり織・むすび織などの手工芸品、陶芸品などの製造販売や各種下請作業を行っています。	1施設
発達支援センター	発達障害をはじめ支援を必要とする方とご家族への継続した、相談支援・発達支援・就労支援及び啓発活動と研修等を行っています。	1施設

■配置状況



■現状と課題

(1) 配置状況

- ・木の根学園は、知的障害者通所施設として設置されており、就学前肢体不自由児の通園療育施設である医療型児童発達支援センター「ゆりかご園」が隣接している。
- ・発達支援センターは、市西部にあるふれあいプラザあかし西内に設置されている。

(2) 改修・更新状況

- ・木の根学園は、建築後 40 年が経過し、建物の劣化が進んでいる。
- ・発達支援センターが設置されているふれあいプラザあかし西は、平成 21 年に建築されており、建物は良好である。

(3) 利用・運営状況

- ・木の根学園については、定員増を行い、現在若干の欠員がでているが、更なる経費の節減や利用者の受け入れ増により、収支改善を進めている。
- ・発達支援センターは、市民ニーズや啓発等により、開設当初から利用者は増加傾向にある。

■取組の方向性

共通の方向性

- ・効果的、効率的な施設運営が図られるよう、民間活力の活用を含めた運営体制の見直しを検討する。

個別の方向性

【木の根学園(ひまわり工房・たんぼぼ工房)】

- ・長期的な視野に立って施設の整備、補修計画を策定し、施設の長寿命化を図る。

【発達支援センター】

- ・相談業務等の充実に向け、運営体制の見直しの方向で検討する。

⑫ 高齢福祉施設

■ 施設概要

対象施設単位	業務内容	設置数
高齢者ふれあいの里	高齢者の心身の健康増進、レクリエーション及び教養の向上のための場を総合的に提供しています。	4 施設
シルバー人材センター	高齢者の登録会員に適した臨時的、短期的な仕事を提供しています。	1 施設

■ 配置状況



■現状と課題

(1) 配置状況

- ・高齢者ふれあいの里は、市内4か所に配置されているが、規模・立地の点から利用圏域の重複は見られない。
- ・シルバー人材センターは、高齢者の就労支援施設として設置されているが、交通の利便性が高い。

(2) 改修・更新状況

- ・高齢者ふれあいの里は、大久保を除く3館（中崎・魚住・二見）の建物や設備が劣化しており、築40年以上経過している施設もあることから、一部施設で改修が必要になっている。
- ・シルバー人材センターは、建築後30年を経過し、建物の劣化が進んでいる。年次的に応急修繕を実施し、短期的ではあるが一定の延命化を図っている。

(3) 利用・運営状況

- ・高齢者ふれあいの里は、全館合計での利用者数は増加しているが、利用者が固定化している。
- ・シルバー人材センターは、会員数が年々増加しており、意欲や能力を持つ高齢者の就労ニーズは高い。

■取組の方向性

共通の方向性

- ・高齢福祉施設のあり方を検討した上で、基本方針にかかげる原則に基づき、公共施設配置適正化に向けた取組手法を検討する。

個別の方向性

【ふれあいの里】

- ・施設の劣化状況や利用実態等だけでなく、高齢者施策全体の再構築や他施設の有効活用を踏まえ、廃止又は転用等を含めて検討する。

【シルバー人材センター】

- ・施設の劣化状況や交通の利便性、他施設の有効活用の取組状況により、移転も含めて検討する。

⑬児童福祉施設

■施設概要

対象施設単位	業務内容	設置数
医療型児童発達支援センター「ゆりかご園」	就学前の肢体不自由児が通園する医療型児童発達支援センターで、理学療法・作業療法・言語聴覚療法・保育・生活指導・相談支援などの療育支援を行っています。	1 施設
児童発達支援センター「あおぞら園」、児童発達支援事業施設「きらきら」	就学前の知的障害児を対象とした児童発達支援センターと児童発達支援事業の通所施設で、「あおぞら園」は、通園バスにより児童単独で通園し、作業療法士や臨床心理士、保育士等による療育を行っています。 「きらきら」は、保護者同伴により、児童、家族、職員が一緒になって発達を促し、主体性や自主性を身につける療育を行っています。	1 施設

■配置状況



■現状と課題

(1) 配置状況

- ・医療型児童発達支援センター「ゆりかご園」は、就学前肢体不自由児の通園療育施設として、近隣市町からの利用もされている。
- ・児童発達支援センター「あおぞら園」、児童発達支援事業施設「きらきら」は、市西部にあるふれあいプラザあかし西内に設置されている。

(2) 改修・更新状況

- ・医療型児童発達支援センター「ゆりかご園」は、建築後 40 年が経過し劣化はあるが、平成 24 年度に耐震工事を行っている。
- ・児童発達支援センター「あおぞら園」、児童発達支援事業施設「きらきら」が設置されているふれあいプラザあかし西は、平成 21 年に建築されており、建物は良好である。

(3) 利用・運営状況

- ・医療型児童発達支援センター「ゆりかご園」、児童発達支援センター「あおぞら園」、児童発達支援事業施設「きらきら」の利用者数は一定で推移している。

■取組の方向性

共通の方向性

- ・児童福祉施設のあり方を検討した上で、基本方針にかかげる原則に基づき、公共施設配置適正化に向けた取組手法を検討する。

個別の方向性

【医療型児童発達支援センター「ゆりかご園」】

- ・長期的な視野に立って施設の整備、補修計画を策定し、施設の長寿命化を図る。

【児童発達支援センター「あおぞら園」、児童発達支援事業施設「きらきら」】

- ・指定管理者と協議しながら、事業の充実を検討する。

⑭その他社会福祉施設

■施設概要

対象施設単位	業務内容	設置数
総合福祉センター	市民の福祉・保健の向上と地域福祉活動の増進に寄与する事業を行っており、日常生活訓練室、技能習得室、ボランティア活動室、温水プールなどを備えています。また、社会福祉協議会の事務所、地域包括支援センターが入っています。	1 施設
ふれあいプラザあかし西	市民の健康及び福祉の増進や子育て支援、地域福祉活動の推進に寄与する場を提供しています。	1 施設
厚生館	相談業務や人権課題の解決のための各種事業を総合的に行っていきます。	7 施設

■配置状況



■現状と課題

(1) 配置状況

- ・総合福祉センターは、福祉ニーズの多様化への対応のため、地域包括支援センターや総合相談窓口を設置している。
- ・ふれあいプラザあかし西は、市民の健康づくりや福祉の拠点として、新設されている。
- ・ふれあいプラザあかし西が津波一時避難ビル、厚生館が避難施設に指定されている。

(2) 改修・更新状況

- ・総合福祉センターは、建築後 20 年を経過し、劣化が進んでいる。
- ・ふれあいプラザあかし西は、平成 21 年に建築されており、建物は良好である。
- ・厚生館は、古い施設では建築後 50 年、全体でも 35 年以上経過しており、建物の劣化が進んでいる。

(3) 利用・運営状況

- ・総合福祉センターは、利用者数は概ね横ばいであるが、一部の貸館スペースで稼働率が低い。
- ・ふれあいプラザあかし西は、利用者数や貸館スペースの稼働率は上昇傾向にある。
- ・厚生館は、利用者数は概ね横ばいであるが、和室や調理室の貸館スペースの稼働率は低い。

■取組の方向性

共通の方向性

- ・施設の必要性や建物の劣化状況、利用実態等を踏まえ、集約化も含めた有効活用を検討する。

個別の方向性

【総合福祉センター・ふれあいプラザあかし西】

- ・地域福祉の拠点として、より効果的、効率的な運営が図られる場合には、集約化も含めた有効活用を検討する。

【厚生館】

- ・将来的な人権教育、人権啓発の推進体制を検討する中であり方を検討する。

⑮医療施設

■施設概要

対象施設単位	業務内容	設置数
夜間休日応急診療所	内科と小児科があり、夜間及び休日における急病患者に対し、応急的な治療を行っています。	1 施設
休日歯科急病センター兼障害者等歯科診療所	総合福祉センター内に設置されており、休日における応急の歯科診療並びに障害者、障害児及び寝たきり高齢者の歯科診療並びに歯科相談を行っています。	1 施設

■配置状況



■現状と課題

(1) 配置状況

- ・夜間休日応急診療所は、明石市医師会との区分所有建物内に設置されている。
- ・休日歯科急病センター兼障害者等歯科診療所については、総合福祉センター内に設置されている。

(2) 改修・更新状況

- ・夜間休日応急診療所は、平成 15 年に建築された建物であるが、365 日ほぼ 24 時間稼働という状況から、施設、設備の両面で劣化が進んでいる。
- ・休日歯科急病センター兼障害者等歯科診療所が設置されている総合福祉センターは、建築後 20 年を経過し、施設の劣化が進んでいる。

(3) 利用・運営状況

- ・夜間休日応急診療所については、小児科の医師の確保が困難なため深夜帯の診療が行われていない。
- ・休日歯科急病センターについては、利用者数は減少傾向にある。障害者等歯科診療所については、利用者数は一定程度で推移しているが、立地上、障害者等の利便性が高いとは言えない。

■取組の方向性

共通の方向性

- ・関係団体（医師会・歯科医師会）との連携を進めていながら、適切な維持管理を進める。

個別の方向性

【夜間休日応急診療所】

- ・長期的な視野に立って施設の整備、補修計画を策定し、施設の長寿命化を図る。

【休日歯科急病センター兼障害者等歯科診療所】

- ・利便性向上のため、他施設への移転も含めて検討する。

子育て支援施設

⑯保育所・幼稚園

■施設概要

対象施設単位	業務内容	設置数
保育所	保護者が仕事や病気などの事情で、昼間に家庭で保育ができない就学前までの乳幼児を、保護者に代わって保育する児童福祉施設です。	12 施設
幼稚園	小学校入学前までの幼児に対し、その心身の発達を助長することを目的とした教育を行う、学校教育法を根拠法令とする施設です。 平成 24 年 11 月から貴崎・藤江・高丘東幼稚園において、余裕教室を活用して、民間の保育所分園を開園しています。	28 施設

■配置状況



※幼稚園は、小学校に隣接しているため、地図には掲載していません。学校施設の配置状況（66 ページ）をご参照ください。

■現状と課題

(1) 配置状況

- ・ 保育所は市内各所に計 12 施設が配置されている。
- ・ 幼稚園は小学校区ごとに計 28 施設が配置され、すべてが小学校に隣接している。

(2) 改修・更新状況

- ・ 劣化が進んでおり、一部施設で改修が必要になっている。
- ・ 保育所は既に耐震化が完了しており、幼稚園は平成 26 年度完了の予定である。

(3) 利用・運営状況

- ・ 保育所については、入所希望者が年々増え、待機児童が発生しており、対策が急務である。
- ・ 幼稚園については、入所希望者が年々減り、余裕教室が数多く生じてきており、施設の有効活用を図る必要がある。

■取組の方向性

共通の方向性

- ・ 学識経験者、関係団体、公募市民等からなる「明石市子ども・子育て会議」等で意見を聴きながら、ニーズ調査結果等を踏まえ、保育所や幼稚園の今後のあり方を検討する。

(明石市子ども・子育て会議の検討内容)

- ・ 保育所については、当面の間、保育所として継続することとしている。
- ・ 幼稚園については、一つの中学校区で、一つの幼稚園を認定こども園に移行していくこととしている。認定こども園では、保育所入所待機児童対策を行い、3歳児保育を導入するとともに、在宅で育児されている家庭の子育て支援を充実し、在園児の預かり保育を実施することとしている。

⑰児童施設

■施設概要

対象施設単位	業務内容	設置数
放課後児童クラブ	保護者が就業等により昼間家庭にいない市内の小学校低学年児童等を対象に、授業の終了後に適切な遊び及び生活の場を提供しています。	28 施設

■配置状況

※放課後児童クラブは、小学校の校舎内または敷地内に併設されているため、地図は掲載していません。学校施設の配置状況(66 ページ)をご参照ください。

■現状と課題

(1) 配置状況

- 小学校の一室や小学校敷地内に建築されたプレハブで運営している。
- 小中学校においては規模適正化についての検討を進めており、その状況を踏まえた対応が必要となる。

(2) 改修・更新状況

- 施設の多くが校舎内に設置されており、改修・更新は学校の改修計画によるが、一部校舎は劣化が進んでいる。
- プレハブは築年数の経過していない施設が多く、建物は良好である。

(3) 利用・運営状況

- 運営は明石放課後児童クラブ運営委員会及び花園学童運営委員会に委託している。
- 利用者は増加しており、新たな施設確保など環境改善に向けた取組みが課題となっている。
- 児童福祉法の改正に伴い、対象が全学年に広がり、今後利用者の増加が予想される。

■取組の方向性

共通の方向性

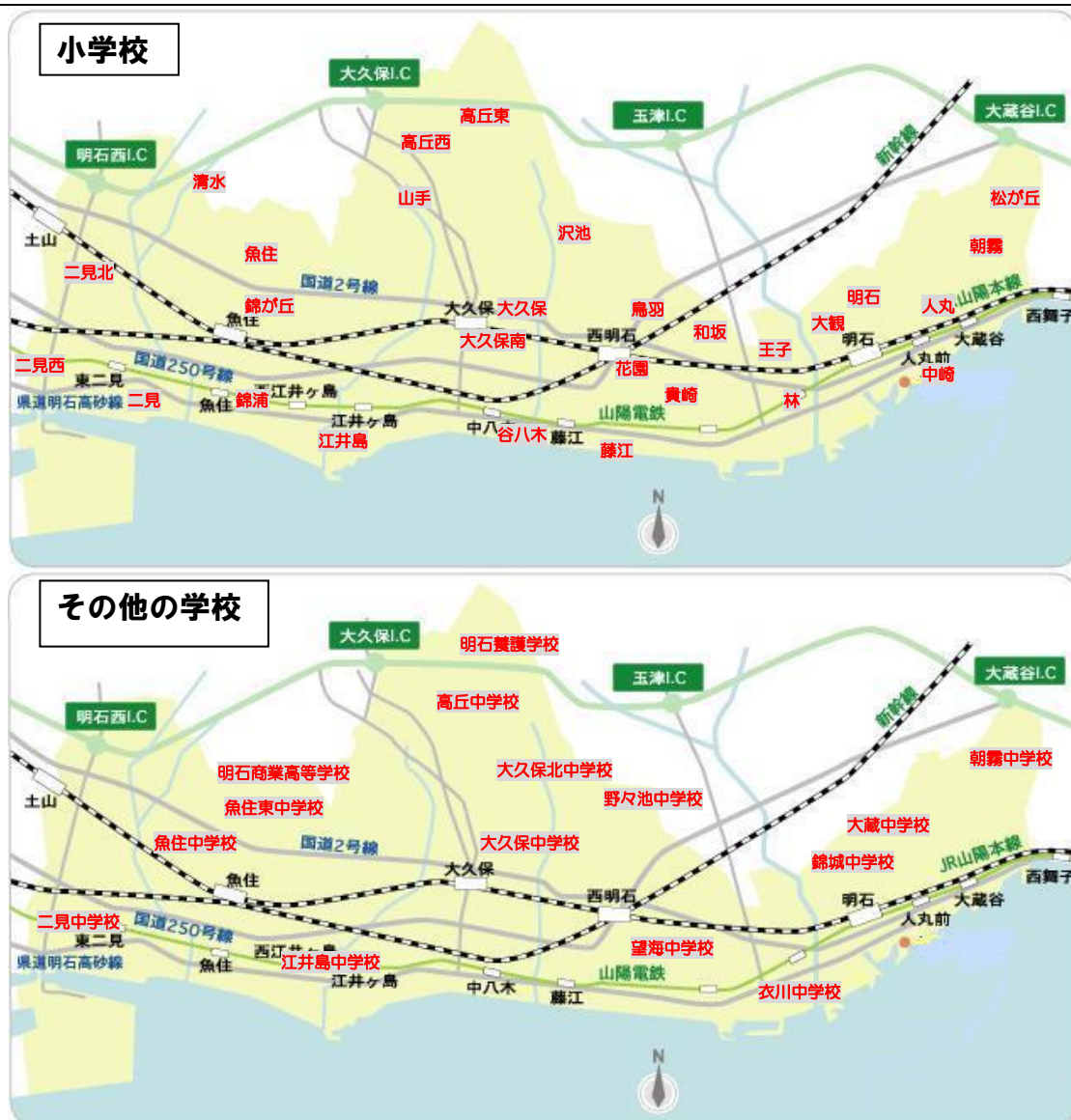
- 今後の利用者増加に対応するため、学校施設の活用等による施設整備を検討する。
- より効果的で質の高い保育を提供できるよう、運営方法や施設のあり方について検討する。

⑱学校

■施設概要

対象施設単位	業務内容	設置数
小学校	心身の発達に応じて、義務教育として行われる普通教育のうち基礎的な教育を実施しています。	28 施設
中学校	小学校における基礎的な教育の上に、心身の発達に応じて義務教育として行われる普通教育を実施しています。	13 施設
明石商業高等学校	各学年に国際会計科1クラスと商業科7クラスを置く市立商業科の学校です。	1 施設
明石養護学校	肢体不自由者又は重度重複者に対して、自立活動を中心に教育を実施し、障害による学習上または生活上の困難を克服し自立を図るために必要な知能技能の習得を目指しています。	1 施設

■配置状況



■現状と課題

(1) 配置状況

- ・小学校 28 校、中学校 13 校を設置している。
- ・児童生徒数の推移から、小規模校の増加が見込まれる。
- ・明石商業高等学校は、東播磨地区唯一の商業科のある市立高等学校として設置している。
- ・明石養護学校は、市唯一の肢体不自由児のための特別支援学校として設置している。
- ・避難施設として指定している。

(2) 改修・更新状況

- ・施設や設備の劣化が進んでいる。多くの学校で耐震改修を実施しているが、非構造部材の耐震化への早期対応が課題となっている。

(3) 利用・運営状況

- ・今後も市全体の児童生徒数は減少し、余裕教室の発生が見込まれる一方で、一部の学校においては児童生徒数の増加が見込まれている。
- ・良好な教育環境を確保していくため、学校規模の適正化に取り組む必要がある。
- ・児童生徒数の減少により発生する余裕教室については、少人数学習など多様な学習形態に対応するための教室として使用している。

■取組の方向性

共通の方向性

- ・今後の児童生徒数の推移等を踏まえながら、良好な教育環境の整備が図られることを前提として統廃合や通学区域の見直しなどの規模の適正化を検討するとともに、余裕教室等についても、他の施設との複合化等による有効活用を検討する。

⑱その他教育系施設

■施設概要

対象施設単位	業務内容	設置数
教育研究所	明石市の教育上の課題について調査研究を行うとともに、学校教育の今日的課題、教職員の研修ニーズに応じた講座を企画・開催しています。	1 施設

■配置状況

※教育研究所は、中崎小学校の校舎内に併設されているため、地図は掲載していません。 学校施設の配置状況（66 ページ）をご参照ください。

■現状と課題

(1) 配置状況

- ・中崎小学校内の余裕教室を活用して設置している。

(2) 改修・更新状況

- ・改修、更新は中崎小学校の計画によるが、中崎小学校は建築後 30 年を経過し、劣化が進んでいる。

(3) 利用・運営状況

- ・学校の余裕教室を使用しているが、研修参加者数が多いために、研修の約 3 割では近隣施設を使用して実施している。

■取組の方向性

共通の方向性

- ・より効果的、効率的な施設運営のために、他の既存施設の有効活用を検討するなかで、移転も含め、施設設備の充実を検討する。

⑩産業系施設

■施設概要

対象施設単位	業務内容	設置数
産業交流センター	産業交流、人材育成、産業経済情報の収集・提供、経営相談及び技術相談を行うことのほか、展示会、催物、研修、諸会合等を行うための場を提供しています。	1 施設
勤労福祉会館	勤労市民及びその団体の諸会合や研修、教養及び文化の向上、スポーツ及びレクリエーションの場を提供しています。	1 施設
中高年齢労働者福祉センター（サンライフ明石）	中高年齢労働者等の諸会合や研修、教養及び文化の向上、スポーツ及びレクリエーションの場を提供しています。	1 施設
卸売市場	生鮮食料品の取引の適正化とその流通の円滑化など、地場の新鮮な魚・野菜等を消費者に供給する流通拠点たる役割を果たしています。	1 施設

■配置状況



■現状と課題

(1) 配置状況

- ・産業交流センター、勤労福祉会館、サンライフ明石については、それぞれ産業振興、勤労者や中高年齢労働者の福利厚生を目的に設置されている。
- ・勤労福祉会館が、避難施設及び津波一時避難施設に指定されている。
- ・卸売市場は、地場の魚や野菜などの流通拠点として、兵庫県においても地域拠点市場に位置づけられている。

(2) 改修・更新状況

- ・産業交流センターは、平成 10 年に建築されており、建物は良好であるが、その他の施設は建築後 20 年から 30 年を経過し、劣化が進んでおり、改修が必要になっている。

(3) 利用・運営状況

- ・産業交流センター、勤労福祉会館、サンライフ明石は、設置目的にかかわらず広く市民に利用されているが、一部の貸館スペースの稼働率が低い。
- ・卸売市場は、流通形態や生産構造の変化等により、取扱量・取扱高が減少している。

■取組の方向性

共通の方向性

- ・産業系施設のあり方を検討した上で、基本方針にかかげる原則に基づき、公共施設配置適正化に向けた取組手法を検討する。

個別の方向性

【産業交流センター】

- ・より効果的、効率的な施設運営のため、余裕空間について更なる活用を図る。

【勤労福祉会館・サンライフ明石】

- ・施設の必要性、建物の劣化状況、利用実態等を踏まえ、複合化、集約化も含めて検討する。

【卸売市場】

- ・指定管理者制度等民間活力の活用により、市場の活性化を推進する。

①スポーツ施設

■施設概要

対象施設単位	業務内容	設置数
大蔵海岸施設	明石海峡大橋を間近に望む、面積約 32ha(埋立地約 19ha、海浜約 13ha)の緑豊かな海浜レクリエーションゾーンです。公園・緑地、磯浜、砂浜、駐車場などが整備されています。	1 施設
明石中央体育会館 (石ヶ谷公園)	大小2つの競技場や会議室等の施設を備えた体育会館で、石ヶ谷公園内に設置されています。	1 施設

■配置状況



■現状と課題

(1) 配置状況

- ・市内外の住民のスポーツをはじめ、様々な利用に供する施設として設置されている。
- ・地域防災公園として位置づけられている。

(2) 改修・更新状況

- ・大蔵海岸施設は、平成 10 年に建築された建物であるが、劣化が進んでおり、改修が必要になっている。
- ・明石中央体育会館は、建築後 30 年を経過し、劣化が進んでおり、改修が必要になっている。

(3) 利用・運営状況

- ・大蔵海岸施設及び明石中央体育会館（石ヶ谷公園）では、利用者数は増加している。

■取組の方向性

共通の方向性

- ・長期的な視野に立って施設の整備、補修計画を策定し、施設の長寿命化を図る。
- ・効果的、効率的な施設運営が図られるよう、民間活力の活用を検討する。

②レクリエーション施設・観光施設

■施設概要

対象施設単位	業務内容	設置数
花と緑の学習園 (上ケ池公園)	上ケ池公園(2.6ha)内にあり、管理棟を兼ねたみどりの相談所と見本園を設置しています。園芸講習会や移動園芸教室(出前講座)、展示会や各種イベントを開催し、市民が緑に親しみ、活用できる機会を提供しています。	1 施設
菊花栽培場	市の花である菊の普及と明石公園菊花展覧会の開催のため、菊花栽培場の管理運営や菊花栽培教室の運営を行っています。	1 施設
少年自然の家	宿泊室、研修室、体育館、グラウンドなどを備えており、集団宿泊生活や野外活動を通じて、心身ともに健全な青少年を育成しています。	1 施設

■配置状況



■現状と課題

(1) 配置状況

- ・花と緑の学習園は、市内の緑化拠点施設として設置されており、駅からも近く利便性が高い。
- ・菊花栽培場は、菊花栽培教室や菊花展への出展のための菊栽培を行っている。
- ・少年自然の家は、市内唯一の青少年を対象とした宿泊可能な研修及び活動施設として設置されている。
- ・少年自然の家は避難施設に指定されている。

(2) 改修・更新状況

- ・花と緑の学習園は、平成元年に建築されているが、建物は比較的良好である。
- ・菊花栽培場は、建築後 20 年を経過しており、劣化が進んでいる。
- ・少年自然の家は、建築後 30 年を経過し、劣化が進んでおり、改修が必要になっている。

(3) 利用・運営状況

- ・花と緑の学習園及び少年自然の家については、年間延べ5万人前後が利用している。
- ・少年自然の家は、一部の貸館スペースの稼働率が低い。

■取組の方向性

共通の方向性

- ・レクリエーション施設、観光施設のあり方を検討した上で、基本方針にかかげる原則に基づき、公共施設配置適正化に向けた取組手法を検討する。

個別の方向性

【花と緑の学習園・菊花栽培場】

- ・効果的、効率的な施設運営が図られるよう、民間活力の活用を検討する。

【少年自然の家】

- ・利用促進を図りながら、施設の利用実態等を踏まえ、複合化も含めて検討する。

公園

③公園

■施設概要

対象施設単位	業務内容	設置数
公園 (金ヶ崎公園) (魚住北公園) (明石海浜公園)	市内約 420 カ所ある公園のうち、管理棟が設置されている公園です。	3 施設

■配置状況



■現状と課題

(1) 配置状況

- ・各公園は、市民の憩いの場やスポーツ活動の拠点といった用途で利用されている。
- ・明石海浜公園は、地域防災公園として備蓄倉庫、飲料水兼用耐震性貯水槽が設置されている。

(2) 改修・更新状況

- ・体育館や管理棟等一部の建物で劣化が進んでおり、改修が必要になっている。

(3) 利用・運営状況

- ・魚住北公園や明石海浜公園は、一部の貸館スペースの稼働率が低い。

■取組の方向性

■共通の方向性

- ・効果的、効率的な施設運営のため、民間活力の活用による利用促進への取組みを検討する。

公営住宅

④市営住宅

■施設概要

対象施設単位	業務内容	設置数
市営住宅	市が国の補助金を受けて建設したものであり、住宅に困窮する低所得者を対象とした公営住宅です。	37 施設

■配置状況



1 王子	6 貴崎	11 鷹匠	16 魚住錦が丘	21 東二見宮北	26 西二見	31 西八木	36 貴崎店舗
2 北王子	7 貴崎(木造)	12 大窪	17 魚住南	22 東二見今池	27 鳥羽鉄筋	32 大見鉄筋	37 西朝霧丘 (特公賃)
3 西新町	8 林崎	13 大窪南	18 魚住北	23 上西二見	28 西大窪鉄筋	33 大見	
4 立石	9 藤が丘	14 大久保寺の上	19 東二見駅北	24 西二見小池	29 西大窪	34 大見店舗	
5 貴崎東	10 西朝霧丘	15 魚住清水	20 東二見宮の前	25 東二見	30 西八木鉄筋	35 東本町店舗	

■現状と課題

(1) 配置状況

- ・良好な住環境の確保に向け、市内に37施設が設置されているが、特に市西部に多く設置されている。

(2) 改修・更新状況

- ・計画に基づき建替えを実施する施設もあるが、特に、劣化が著しい施設に対する維持保全への対応が課題となっている。

(3) 利用・運営状況

- ・住宅困窮の理由に家賃が高いことが多く挙げられており、低廉な家賃での住宅提供に高いニーズがある。
- ・老朽化、エレベーター未設置等の住宅の募集倍率は低下傾向にあり、住環境や利便性を重視する傾向が見られる。

■取組の方向性

■共通の方向性

- ・人口推移や建物の劣化状況、民間賃貸住宅の状況などを考慮し、複合化や集約化を検討する。
- ・利用実態等を踏まえ、効果的、効率的な施設運営が図られるよう、民間活力の活用を検討する。

供給処理施設

⑤供給処理施設

■施設概要

対象施設単位	業務内容	設置数
明石クリーンセンター	健全な市民生活の維持と、安全で効率的なごみ処理を推進する目的として、市内から排出されたごみを適正に処理しています。	1 施設
浄化センター	下水を最終的に処理し、河川その他の公共の水域又は海域に放流しています。	4 施設
ポンプ場	汚水を汲み上げ浄化センターに送っています。また、雨水を河川その他の公共の水域又は海域に放流しています。	6 施設

■配置状況



■現状と課題

(1) 配置状況

- ・明石クリーンセンターは、市内唯一の一般廃棄物処理施設として、市内で発生したごみを受け入れている。
- ・下水処理施設として、浄化センターが4施設、ポンプ場が6施設設置されており、平成25年度末で下水処理人口普及率は99.4%となっている。

(2) 改修・更新状況

- ・明石クリーンセンターは、稼働から16年を経過しており、各種設備の更新を年次的に行っている。
- ・浄化センター及びポンプ場については、建築後40年を超える施設もあり、機能停止等が発生しないように、長寿命化対策を含めた計画的、効率的な改修を進めている。

(3) 利用・運営状況

- ・明石クリーンセンターにおける処理量は減少傾向にあり、今後の人口減少の見込みから、適正な処理量の見極めが必要である。
- ・浄化センター及びポンプ場については、近年の下水処理量は横ばいであるが、今後、人口減少が見込まれる中、適正な処理量の見極めが必要である。

■取組の方向性

共通の方向性

- ・長期的な視野に立って施設の整備、補修計画を策定し、施設の長寿命化を図る。
- ・将来の処理量推移、必要な設備等を精査し、集約化や運営体制の見直しも含めた施設のあり方を検討する。

個別の方向性

【浄化センター・ポンプ場】

- ・それぞれを連絡管でつなぐネットワーク化事業により、施設の集約化を図る。

その他施設

②その他

■施設概要

対象施設単位	業務内容	設置数
あかし斎場旅立ちの丘	昭和 61 年に火葬炉の他、告別式場などを備えた市営の葬儀施設として設置しました。施設老朽化や火葬需要の増加に対応するために全面建替え工事を行い、平成 21 年 11 月から名称を「あかし斎場旅立ちの丘」に改称、葬祭式場の供用を開始し、平成 25 年度から火葬場の全面供用を開始しています。	1 施設
明石駅前立体駐車場	自動車利用者の利便性向上や道路交通の円滑化を図り、都市機能の維持及び増進を進めています。	1 施設
明石駅自転車駐車場	自転車等の利用者の利便性向上や、自転車等の放置防止を進めています。(財)自転車駐車場整備センターにより管理運営を行っています。	1 施設
石ヶ谷墓園	市が運営する墓園です。平成 24 年 3 月現在で 10,298 区画の供給を行っています。	1 施設

■配置状況



■現状と課題

(1) 配置状況

- ・あかし斎場旅立ちの丘は同一敷地内に葬祭式場と火葬場を備えている。近年、小規模な葬儀を希望される方が増えている。
- ・明石駅前立体駐車場、明石駅自転車駐車場は、通勤通学者や観光客などに利用されている。
- ・石ヶ谷墓園については、公営の墓園として設置されており、最近、合葬式墓地の需要が高まっている。

(2) 改修・更新状況

- ・あかし斎場旅立ちの丘は、平成 21 年度に葬祭式場を新築、平成 25 年度には火葬場の全面供用を開始した。
- ・明石駅前立体駐車場は、建築後 20 年以上を経過し、劣化が進んでおり、改修が必要になっている。
- ・明石駅自転車駐車場は、平成 24 年度に全面リニューアルされている。
- ・石ヶ谷墓園は、建築後 30 年を経過し、劣化が進んでいる。

(3) 利用・運営状況

- ・あかし斎場旅立ちの丘葬祭式場は建替え後、利用件数が増加し、その後、一定水準を保って推移している。火葬場は亡くなられた市民の 9 割以上の方が利用している。
- ・明石駅前立体駐車場は、指定管理者により運営されており、平成 24 年度のインセンティブ制度導入後、利用台数増加により利用料金収入は増加している。
- ・明石駅自転車駐車場については、公益財団法人で管理運営しており、修繕等も同法人で対応している。
- ・石ヶ谷墓園については、老朽化に伴う維持管理費の増加や歳入不足により、赤字が懸念されており、繰越金が枯渇する可能性がある。

■取組の方向性

共通の方向性

- ・対象とする施設のあり方を検討した上で、基本方針にかかげる原則に基づき、公共施設配置適正化に向けた取組手法を検討する。

個別の方向性

【あかし斎場旅立ちの丘】

- ・効果的、効率的な施設運営が図られるよう、民間活力の活用を含めた運営体制を検討する。

【明石駅前立体駐車場・明石駅自転車駐車場】

- ・長期的な視野に立って施設の整備、補修計画を策定し、施設の長寿命化を図る。

【石ヶ谷墓園】

- ・効果的、効率的な施設運営が図られるよう、適切な環境整備と維持管理を進める。

㊦ 上水道施設

■ 施設概要

対象施設単位	業務内容	設置数
浄水場	河川、貯水池、深井戸などから取水した水道水のもとになる原水を、沈殿池やろ過池などによって浄水処理し、国が定めた水質基準に適合した安全な水道水をつくることを目的としています。	3 施設
配水場	浄水場でつくった水道水を一時的に貯めておくところで、浄水場などで事故が起こってもすぐに断水しないよう、また、水道使用量の変動を吸収するなど、水道水の安定した供給を行っています。また、災害時には応急給水の拠点にもなります。	3 施設
水道サービスセンター	明石川浄水場敷地内に併設しており、漏水修繕や水道配管工事の監督業務を行うため、水道部技能員を配置しています。緊急漏水修繕の24時間窓口の機能も有しています。	1 施設

■ 配置状況



■現状と課題

(1) 配置状況

- ・上水道施設として、浄水場と配水場がそれぞれ3施設設置されている。
- ・水需要の低下を受けて配水量は減少しており、必要な設備等の精査が必要である。

(2) 改修・更新状況

- ・建築後 50 年あるいは 80 年を超える施設もあり、老朽化も進んでいるが、長寿命化対策を含めた計画的な改修を進めている。

(3) 利用・運営状況

- ・節水意識の浸透等による水需要の低下を受けて配水量は減少している。今後、さらなる節水意識の向上や人口減少から、配水量はさらに減少していくものと見込まれる。

■取組の方向性

共通の方向性

- ・長期的な視野に立って施設の整備、補修計画を策定し、施設の長寿命化を図る。
- ・将来の配水量推移、必要な設備等を精査し、集約化や運営体制の見直しも含めた施設のあり方を検討する。

8 用語集

- ・本計画中で使用された公共施設配置適正化の取り組みに関する専門用語を五十音順に並べて、様々な情報に基づき、独自に解説しています。本計画中で説明を付している用語も掲載しています。用語の掲載ページは、初出のページ番号を記載しています。
- ・関連する用語がある場合には、説明文末尾に“>〇〇〇〇（用語名）”を付していますので、その用語説明も併せてご参照ください。

あ行

明石市財政健全化 推進協議会

【掲載ページ:P28】

財政健全化に向けて、市全体の施策・事業について、市行政と市議会が協力して、対等の立場で幅広い観点から総合的に議論していくために設置した協議会です。市議会副議長、市議会各会派代表者、副市長、教育長、政策・総務・財務部局の部長により構成されています。

明石市財政健全化 推進市民会議

【掲載ページ:P28】

財政健全化の取組みについて、市民参画のもとに検討するために設置した会議です。学識経験者、関係機関及び関係団体の代表者、公募市民により構成されています。

明石市施設配置 適正化検討会議

【掲載ページ:P28】

将来にわたって持続可能な公共施設運営の実現を図るため、公共施設配置の適正化の取組みについて、庁内横断的に検討するために設置した内部組織です。施設所管部他の次長級職員等で構成されています。

維持管理費

【掲載ページ:P16】

光熱水費や修繕料、清掃や点検の委託料など、施設の維持管理に要する経費のことです。

一般財源

【掲載ページ:P7】

事業費から国県からの補助金や市債（借金）などを除いた正味の市負担額をいいます。

インフラ

【掲載ページ:P2】

インフラストラクチャー（社会基盤施設）の略称で、社会的経済基盤と社会的生産基盤を形成するものの名称です。

道路・橋りょう・上水道・下水道などが含まれます。

本計画では、インフラとハコモノ（施設）とで、「公共施設」と総称しています。

>ハコモノ（施設）

運営費

【掲載ページ:P16】

人件費及び施設で提供するサービスや事業の実施などに要する経費のことです。

NPO （エヌピーオー）

【掲載ページ:P26】

Nonprofit Organization（ノン・プロフィット・オーガナイゼーション）の略称で、特定非営利活動法人のことをいいます。特定非営利活動促進法に基づいて特定非営利活動を行うことを目的として、県などの認証を受けて設立された法人のことです。

か行	
改修 【掲載ページ:P10】	劣化した建築物等の性能・機能を、初期の水準を超えて改善することです。
企業会計 【掲載ページ:P7】	特定の事業により収益をあげて独立採算を基本とする、民間に近い経理を行う会計です。本市では、平成 26 年度においては、水道事業、大蔵海岸整備事業の 2 つの企業会計があります。
基金 【掲載ページ:P5】	市の貯金に当たります。
機能重視 【掲載ページ:P15】	従来の公共施設の多くは、一つの施設に一つの機能を持たせて造られてきましたが、今後は、個別の機能ごとに施設をつくるのではなく、異なる複数の機能を併せ持つ複合施設にしていくなど、機能重視の考え方を、本計画の基本方針としています。
行政財産 【掲載ページ:P1】	地方自治体が行政目的で用いる財産のことで、庁舎や消防署など自治体が事務を行うために直接利用する「公用財産」と、学校や道路など住民が一般的に共同利用する「公共用財産（公の施設）」の 2 つに区分されます。 ➤普通財産、公有財産
繰出金 【掲載ページ:P7】	市の一般会計から、国民健康保険事業、介護保険事業、下水道事業などの特別会計や水道事業などの企業会計に支出する経費のことです。
広域化 【掲載ページ:P20】	近隣自治体等との連携によって、施設の共同利用を進めることをいいます。
公共施設等総合管理計画 【掲載ページ:P2】	地方公共団体が所有する全ての公共施設等を対象に、地域の実情に応じて、総合的かつ計画的に管理する計画のことです。 すべての自治体に対して総務省から同計画策定の要請（平成 26 年 4 月 22 日 総財務第 74 号「公共施設等の総合的かつ計画的な管理の推進について」）がなされており、公共施設の解体に充当できる地方債（除却債）を発行するための要件にもなっています。 明石市公共施設配置適正化基本計画は、公共施設等総合管理計画として位置づけます。
公共施設配置適正化 【掲載ページ:P1】	施設で提供する行政サービスのあり方を長期的かつ抜本的に見直すとともに、1 つの施設で複数のサービスを行う複合化、複数配置されている施設の集約化などによりスペースの有効活用を図り、施設の管理運営についても指定管理者制度、民間委託を活用するなど効率化を図っていくことにより、公共施設の総量を縮減し、真に必要な施設サービスを将来にわたって持続可能なものとするための取り組みのことです。 ➤持続可能
公共施設白書 【掲載ページ:P2】	市の保有する施設について、施設の概要や管理運営費用、配置状況や利用状況等を記載しています。公共施設配置適正化を検討するための基礎資料として、平成 25 年 8 月に策定しました。

公債費 【掲載ページ:P6】	市の借金である市債の元本や利子の支払に要する経費のことです。 >市債
更新 【掲載ページ:P1】	老朽化に伴い機能が低下した公共施設を取り替え、同程度の機能に再整備することです。具体的には、大規模改修や施設の建て替え及びインフラの取り替え等のことです。 >大規模改修、インフラ
公民連携 【掲載ページ:P15】	行政サービスについて、公（地方自治体等）と民（民間事業者等）がお互いに協力して、コスト削減のほか、サービスの向上のために取り組む動きを総称した言葉で、近年では PPP（パブリック・プライベート・パートナーシップ）とも言われています。 >PPP
公有財産 【掲載ページ:P1】	地方自治体が所有する不動産などは「公有財産」と呼ばれ、「行政財産」と「普通財産」に区分されています。 >行政財産、普通財産
固定資産台帳 【掲載ページ:P29】	固定資産を、取得から廃止に至るまで、その経緯を個々の資産ごとに管理するための帳簿で、所有するすべての固定資産(道路、公園、学校等)の、取得金額、財源内訳、耐用年数、減価償却費といったデータを網羅的に記載したものです。

さ行

財政基金 【掲載ページ:P7】	年度間の財源の不均衡を調整するために設置された基金（貯金）です。
財政健全化推進計画 【掲載ページ:P2】	財政健全化に向けた基本方針や具体的な目標及び取り組みを定め、収支均衡を基本とする持続可能な財政構造の構築に向けて着実に取り組みを進めるための計画です。平成 27 年 3 月に策定し、計画期間は、平成 26 年度から平成 35 年度です。
財政負担の平準化 【掲載ページ:P14】	公共施設の更新に伴う財政負担が一定の時期に集中しないよう、必要に応じて延命化を実施するとともに、施設の改修や更新の優先順位を明確にすることで、その時期を分散させ、財政負担の年度間の平準化を図ることです。 >劣化度調査
事後保全 【掲載ページ:P25】	建築物に不具合・故障が生じた後に、修繕や更新を実施し、性能・機能を所定の状態に回復させることです。 >予防保全
市債 【掲載ページ:P7】	市の借金のことです。道路整備などの財源として、国や金融機関などから借り入れるもので、「地方債」、「起債」ともいいます。道路等の公共施設は長期間利用するため、その受益が将来に及ぶことから、世代間公平の観点も踏まえ、複数年にわたって償還（返済）し、次世代の市民にも応分の負担を求めるものです。
持続可能 【掲載ページ:P15】	本計画では、施設の統廃合や管理運営の効率化によって、施設の総量を縮減し、施設の維持管理費を削減することで、子や孫の世代へ負担を持ち越さないための公共施設マネジメントを通じて、公共施設を次世代、将来の市民へ継承していくことをいいます。

指定管理者制度 【掲載ページ:P15】	従来は地方公共団体やその外郭団体に限定していた市民会館や図書館などの公の施設の管理・運営を、民間ノウハウを活用し、住民サービスの向上と経費の削減を図るために、民間事業者等に包括的に代行させることができる制度で、平成 15 年度の地方自治法改正により創設されました。
修繕 【掲載ページ:P1】	劣化した部位・部材又は機器の性能・機能を初期の水準まで回復させることです。
集約化 【掲載ページ:P15】	類似または同じ機能を集め、1つの施設として整備することです。

た行	
大規模改修 【掲載ページ:P1】	建築物の外壁、屋根防水、建物付属設備（電気や空調、昇降機など）の改修や給排水管の更新等を行う大規模な改修のことです。
第5次長期総合計画 【掲載ページ:P2】	市のすべての行政計画の最上位に位置づけられる計画で、目指す 10 年後のまちの姿を、「ひと まち ゆたかに育つ 未来安心都市・明石」と定め、「ひと」に焦点を当てたまちづくりを進めています。また、「子どもの健やかな育ちで、みんなの元気を生み出す」ことをまちづくり戦略としており、戦略の 5 つの柱を定めています。平成 23 年 6 月に策定し、計画期間は平成 23 年度から平成 32 年度です。
第三セクター等改革推進 【掲載ページ:P7】	経営が悪化した公営企業や第三セクターなどを廃止・清算する際に、平成 21 年度から平成 25 年度までの間に限り、地方公共団体が発行することができる地方債のことです。多額の負債を早期に処理し、地方財政の健全化を進めることが目的であり、地方公共団体の将来における財政の健全な運営に資すると認められる場合に発行が認められます。
耐震基準(旧・新) 【掲載ページ:P10】	建築基準法において定義された耐震基準は、昭和 56 年 6 月 1 日の改正を境として、旧耐震基準と新耐震基準に大別されます。 旧耐震基準は、中規模程度（震度 5 強程度）を想定して規定されていました。これに対し、新耐震基準（現行の耐震基準）は、大規模の地震（震度 6 強から 7 程度）でも人命に危害を及ぼすような倒壊等の被害を生じないことを目標としています。
地方交付税 【掲載ページ:P5】	基礎的な行政サービスを提供するため、税収が足りない自治体に国から支給されるお金のことです。使い道については指定されておらず、市が自由に使うことができます。
転用 【掲載ページ:P17】	サービス提供を取りやめた建物またはスペースに、他の施設を整備することです。
投資的経費 【掲載ページ:P5】	公共施設の整備費用など、その支出効果が長期にわたって続くものを指します。

特別会計 【掲載ページ:P7】	特定の歳入があり、一般会計と分けて収支を明確にしている会計です。本市では、平成 26 年度においては、国民健康保険事業、下水道事業など 12 の特別会計を設置しています。
特例市 【掲載ページ:P8】	地方分権を推進するため、人口 20 万以上の市への権限移譲を推進する観点から、平成 12 年に創設された都市制度です。特例市には、開発行為の許可、騒音、振動、悪臭などを規制する権限、計量器の定期検査・立入検査などの権限が移譲されます。平成 26 年4月現在、県下では明石市、加古川市、宝塚市など、全国で計 40 市が特例市になっています。

な行

延べ面積 【掲載ページ:P8】	建物の各階の床面積の合計のことです。
--------------------	--------------------

は行

ハコモノ 【掲載ページ:P1】	本計画では、行政サービスを提供するための公共建築物のことをいいます。本計画では、インフラとハコモノ（施設）とで、「公共施設」と総称しています。 ➤インフラ
発生主義 【掲載ページ:P29】	現金の収支とは無関係に、債権・債務が発生した時点で収益や費用、あるいは未収金や未払金として記帳する方式です。 反対に、現金の収入・支出という事実に基づいて記録することを「現金主義」といいます。
パブリックコメント 【掲載ページ:P28】	市の基本的な政策等の策定に当たり、案の段階で当該政策等の趣旨、内容を広く公表（=パブリック）し、市民等からその政策等 に対する意見及び情報の提出（=コメント）を受け、その提出された意見等の概要及び市の考え方を公表するとともに、意見等を考慮し実施機関の意思決定を行うものです。
PFI （ピーエフアイ） 【掲載ページ:P19】	Private Finance Initiative（プライベート・ファイナンス・イニシアティブ）の略称で、PPPの手法の一つです。行政と民間が契約を結び、庁舎や文化施設といった施設の設計・建設から維持管理・運営を一括して民間事業者者に委ねることで、民間の資金やノウハウを活用し、事業の効率化、コスト削減を図る手法です。一般的には、民間事業者に対するサービス対価（業務委託料等）を、事業期間全体を通して分割して支払うことから、行政が建設するよりも初期投資の抑制や財政負担の平準化といった効果がありますが、一定規模以上の建物や設備が必要であるといった制約もあります。 ➤PPP
PDCAサイクル （ピーディーシーエーサイクル） 【掲載ページ:P28】	PDCA サイクルとは、計画(Plan)を、実施(Do)し、評価(Check)して、改善(Act)に結びつけ、その結果を次の計画に活かすサイクルのことです。このようなプロセスを継続することによって、より良い成果を上げることが期待できるといわれています。本計画では、このサイクルを用いて進行管理を行うこととしています。

PPP (ピーピーピー) 【掲載ページ:P26】	Public Private Partnership (パブリック・プライベート・パートナーシップ)の略称で、市と民間(企業、NPO、市民等)が相互に連携して市民サービスを提供する手法(公民連携)の総称であり、PFIや民間業務委託、指定管理者制度などの手法が含まれます。 ➤公民連携、指定管理者制度、NPO、PFI
複合化 【掲載ページ:P15】	複数の用途・機能の施設を合わせて、一つの施設として整備することです。
福祉関係経費 【掲載ページ:P5】	福祉や保健、医療にかかる経費であり、高齢者、障害者、子育て支援等にかかる経費の総称です。
複式簿記 【掲載ページ:P29】	現金、土地、建物などすべての資産の出入りを記帳するものです。貸借対照表(資産、負債、資本)と損益計算書(収益、費用)の借方、貸方両方で記帳します。一方、1つの取引について、一面(1つの科目)のみを把握し、その増減を記帳するものを「単式簿記」といいます。
扶助費 【掲載ページ:P2】	社会保障制度の一環として、生活困窮者、高齢者、児童、障害者等に対して行っている様々な支援に要する経費のことです。生活保護、乳幼児・高齢者などの医療費助成、障害者自立支援費などが該当します。
普通会計 【掲載ページ:P7】	地方財政統計上、統一的に用いられる仮定の会計です。地方公共団体の財政の規模は、個々の団体によって、設置される特別会計も違えば一般会計の範囲も異なり、単純な合算比較ができないため、普通会計という各地方公共団体共通の基準による統計上の会計区分を設定して、各地方公共団体間の財政比較が可能となるようにしてあります。
普通財産 【掲載ページ:P1】	行政目的で用いていない財産が普通財産です。行政財産とは異なり、特定の用途又は目的を持たないため、貸付、交換、売却、譲与や、私権を設定することができます。 ➤行政財産、公有財産
フルセット 【掲載ページ:P24】	各自治体それぞれが、公共サービス提供のために、学校教育施設、コミュニティ施設、福祉施設など、一通りのハコモノを標準的に保有してきたことを意味する言葉として使用しています。
保全 【掲載ページ:P13】	建築物が完成してから取り壊されるまでの間、性能・機能を良好な状態に保つほか、社会・経済的に必要とされる性能・機能を確保し、保持し続けることです。 ➤事後保全、予防保全

や行

予防保全 【掲載ページ:P15】	建築物に不具合・故障が生じる前に、劣化度調査の結果等に基づき計画的に修繕や更新を実施し、性能・機能を所定の状態に維持することです。保全費用が結果的に縮減されます。 ➤事後保全
---------------------	--

ら行

ライフサイクルコスト (Life Cycle Cost) 【掲載ページ:P15】	建築物の設計・建設費などの初期投資、施設運営及び施設維持管理の費用（ランニングコスト）、解体の費用といった、施設の生涯に渡り要する費用の総額のことです。 >ランニングコスト
ランニングコスト (Running Cost) 【掲載ページ:P15】	施設運営及び施設維持管理に要する費用のことです。 >ライフサイクルコスト
量的ストック 【掲載ページ:P8】	量的ストックとは、本計画ではインフラ資産の量のことをいいます。 道路や橋りょう等のインフラは、国民生活の利便性の向上等を目的に整備され、概ね一定量の資産（ストック）が形成されてきました。これまで量的な拡大をしてきたインフラ整備は、必要なインフラへの長寿命化に向けた転換の時期を迎えているといえます。
臨時財政対策債 【掲載ページ:P7】	国の地方交付税の財源が不足しているため、特例として発行が認められている市債（借金）のことです。地方交付税の振替財源とされているため、元利償還金の全額が後年度の地方交付税で補てんされます。
劣化度調査 【掲載ページ:P19】	建築物の部位・設備ごとに、その劣化状況を調査することです。本市では、経過年数や劣化状況等により劣化度を数値化しています。

